

第三十八回国会 大蔵委員会議録 第三号

昭和三十六年二月七日(火曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 足立篤郎君

理事鶴田 宗一君 理事黒金 泰美君

理事細田 義安君 理事毛利 松平君

理事山中 貞則君 理事辻原 弘市君

理事平岡忠次郎君 理事横山 利秋君

伊藤 五郎君 岡田 修一君

金子 一平君 簡牛 九夫君

藏内 修治君 田澤 吉郎君

高田 富與君 永田 克一君

西村 英一君 藤井 勝志君

坊 秀男君 米山 恒治君

佐藤觀次郎君 藤原 豊次郎君

廣瀬 秀吉君 昌雄君

堀 武雄君 武藤 山治君

安井 吉典君 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵大臣 大臣 水田 三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君

(主計局長) 石原 周夫君

大蔵事務官 村山 達夫君

(主税局長) 西原 直廉君

大蔵事務官 石野 信一君

(理財局長) 西原 直廉君

大蔵事務官 賀屋 正雄君

國稅局長 原 純夫君

委員外の出席者

専門員 抜井 光三君

(谷垣專一君紹介)(第八八号)
農業専従者の課税免除に関する請願
除に関する請願(谷垣專一君紹介)
(第八七号)
(谷垣專一君紹介)(第八八号)

二月四日

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

同月六日

国家公務員等退職手当法及び同施行令中の外地勤務期間通算に関する請願

願外二件(上林山榮吉君紹介)(第八号)

同(宇田國榮君紹介)(第五五号)

同外一件(上林山榮吉君紹介)(第五六号)

同(村山喜一君紹介)(第八六号)

農業協同組合に対する法人税課税免除等に関する請願(伊藤宗一郎君紹介)(第一六号)

同(増田甲子七君紹介)(第一七号)

同(中澤茂一君紹介)(第一八号)

同(保科善四郎君紹介)(第一九号)

同(福田篤泰君外一名紹介)(第七二号)

同(菅太郎君紹介)(第一〇二号)

同(簡牛九夫君紹介)(第一〇三号)

同(木村俊夫君紹介)(第一〇四号)

同(坂田守江君紹介)(第一〇五号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一〇六号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一〇七号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第一〇八号)

同(坂田道太君紹介)(第一〇九号)

同(櫻内義雄君紹介)(第一一〇号)

同(島村一郎君紹介)(第一一二号)

同(鈴木正吾君紹介)(第一一二号)

同(田中榮一君紹介)(第一一三号)

同(松田彰治君紹介)(第一一四号)

同(早稻田柳右門君紹介)(第一一四号)

同(高橋清一郎君紹介)(第一一五号)

同(毛利松平君紹介)(第一四三号)

同(山手滿男君紹介)(第一四四号)

たばこ販売手数料引上げに関する請願

願(尾関義一君紹介)(第一五八号)

同(小平久雄君紹介)(第一五九号)

同(福田篤泰君紹介)(第一六〇号)

は本委員会に付託された。

国民金融公庫の資金増額等に関する請願(赤澤正道君紹介)(第一一号)

同(伊能繁次郎君紹介)(第九二号)

同(富田健治君紹介)(第一二二号)

同(中村幸八君紹介)(第一二三号)

同(遠藤三郎君紹介)(第九五号)

同(大野市郎君紹介)(第九六号)

同(大野伴睦君紹介)(第九七号)

同(大橋武夫君紹介)(第九八号)

同(西宮武天君紹介)(第一二五号)

同(西村直巳君紹介)(第一二六号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一二七号)

同(寺島隆太郎君紹介)(第一二一

号)

同(八田貞義君紹介)(第一二八号)

同(橋本登美三郎君紹介)(第一二九

号)

同(花村四郎君紹介)(第一三〇号)

同(濱田幸雄君紹介)(第一三一号)

同(馬場元治君紹介)(第一三二号)

同(福家俊一君紹介)(第一三三号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一一〇

号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第一一〇八号)

同(木村俊夫君紹介)(第一一〇九号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一一〇六号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一一〇

号)

同(細田義安君紹介)(第一一三六号)

同(本名武君紹介)(第一一三七号)

同(福田篤泰君紹介)(第一一三四号)

同(古井喜實君紹介)(第一一三五号)

同(細田義安君紹介)(第一一三九号)

同(松澤雄藏君紹介)(第一一三九号)

同(松田鐵藏君紹介)(第一一四〇号)

同(三池信君紹介)(第一一四一号)

同(早稻田柳右門君紹介)(第一一四

二号)

同(毛利松平君紹介)(第一一四三号)

同(山手滿男君紹介)(第一一四四号)

たばこ販売手数料引上げに関する請

願(尾関義一君紹介)(第一一五八号)

同(小平久雄君紹介)(第一一五九号)

同(福田篤泰君紹介)(第一一六〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

同(國の会計に関する件)

税制に関する件

金融に関する件

外国為替に関する件

○足立委員長 これより会議を開きます。

去る四日本委員会に付託されました法律案を議題といたします。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

国民金融公庫の業務の増大に伴い、その円滑な遂行に資するため、同公庫の役員を増加することができる。これが、この法律案を提出する理由である。

久保武雄君

○大久保政府委員 たたいま議題とな

りました国民金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

○足立委員長 税制に関する件について調査を進めます。
質疑の通告があります。これを許します。廣瀬秀吉君。

市街地開発区域整備法、こういうものができますし、着々首都圈整備の問題は前進をいたしておるわけであります。今の段階は、既市街地の問題について、大きな工農団地等が新しく既市街地内にできることを抑制したり、あるいは都心には住宅地を設けるとか住宅を建てるとかいうようなことと、さらにまわりのグリーン・ベルト地帯、こういうようなものについてはかなり進歩をしているようでありま

合に、住宅公園の場合には、土地取扱法が適用されて租税に関する特別措置もある。そういうことで、せっかくそこの市街地開発組合ができて土地を賣い上げよう、しかも団地として賣い上げようといふような場合に、住宅の方にならば売るということで——それは税金が半減いたしますから、そういうことでは、これはもう首都圏整備委員会が構想している工業都市を建設しよ
う、しかもそこに労働者も定着してやれるような都市を建設しよう。いわゆる

大蔵省としてはどういうお考えであるか、その点を聞かせていただきたい。
○村山政府委員　おっしゃるようには、
首都圈整備法もできておりますし、そ
れに基づきまして首都圏整備委員会が
立案し、あるいは実施について勧告で
きるという法規がありますのですから
この重要性は当然のことだらうと思いま
す。ただ、首都圏委員会は、立案し
あるいは実施について勧告いたします
が、それにに基づきまして実際事業を事
務いたしますのは、公共団体なりあ
るいは行政機関であります。そこで、さ

年増加し、業務量もますます増大して、昭和三十六年度におきましては千三百億円をこえる貸し出しを予定して

なるのだということになれば、この問題は解決するだらうといふよ。非常に形式的な答弁があつたのです。そのようなことについて、首都圈整備

四、五万の人口が毎年々々ふえて、九百三十万をもうはるかに突破して、それで中央線等におけるあのように通勤地獄を生んでいる。こういうようなことから、首都圏を理想的なものに整備

宅の方は、東京都に通勤しようと思つてゐるのではなくて、工業都市を作つてそこに労働者を定着をする。そういう形のものを作らうとしておるわけであります。が、それとうらはらの大へん矛盾した関係に立つてくる。そして、住

ような重要な案を実施する場合に、事案の内容によりまして、あるものは強制力をもつても取用できるかどうかでござります。おっしゃるようにもし工業団地を作るということが非常に公益的で重要であれば、当然都市計画法なりを

うな業務の著しい増大と機構の拡充に
もかかわらず、その運営の衝に当たる

○村山政府委員 ただいまのところ、
思ひます。

な方向と、さらに積極的に工場の地方化をはかる、それから、周辺地帯は、あくまでベッド・タウンじやなくして工業都市に仕上げていくんだ。東京

で、その住宅から東京にまた通り、
ういうような矛盾現象といふものが出来
まして非常に困つておるし、しかも首
都圈整備の新しい今段階、しかもも非
常に国策的にも重要な問題、これは自

これらの規定において、強制収用の道筋を開かれてしかるべきじゃないかと思ふ。わけでありまして、これはわれわれの所管ではございませんが、しかし、それはどうも重要な重要だが、いかにもこれに公的、公益的に重要なとも、強

して、もちらに業務の増大が予想されますが、この際、公庫業務の円滑な運

○廣瀬(秀)委員 それでは、まだ首都
圈整備委員会から大蔵省にはそういう
おりませんです。

に今まで、一部もくすてはその指定を終つて、非常に成功を見ておるところもあるわけであります。しかしながら、これは国有地を取得するといふより、

間に増大だ。こういふような問題とおほんとうに根本的に關係してくる問題だと思うのです。そういうような問題に対しても、どうも税制面における配慮が足らぬものではなか。貴重内

制力をもって収用できるところまで、いけないということになりますと、同じ重要性といつても、やはり限度がかかることがあります。ですから、そこではたして都市計画法なり土地収用法なりを改正又は

であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いいた

○広瀬(秀)委員 それならばそれで、
また首都圏整備委員会に対しても私の

たとかいうよろかところで、やむを得ず土地を取得するというようなことは、今大体県、市の事務組合という形で、いわば公共的な、公共団体の立場で土

して、そういう事態に対しても、強制的手段で対応するかどうかというのが、私の個人的な考え方としては、先決問題だと思ふ。普通でありますと、譲渡所得は初めてから十五万円を引いて二分の一にして却

場合には、普通の租税力からいえば体これでいいのだ。ただ、本人の意図によらないで、強制して無理やりに所得が実現される場合の措置として、さらにその二分の一ということを措置法で規定しているわけであります。もちろん、強制力のない場合につきましては、重要度というものはいろいろあるだろうと思いますが、現在の税法は、強制力を持つているかどうかといふのが一であるかどうかを適用している。税の方でもつていろいろ諸般の事象を見て重要性というようなことを考えるという考え方もありますが、そななりますと、どうしても、そういう広範な問題に対しまして、税の方が早く進んで判断を下すということになると、ともすると全体としてバランスがどうかという問題がありますので、現行のところは、強制力を持たせられる程度に重要なあるかどうかということに基準を置いていく、こうしたことでござります。

うような人の場合には、それでも済む場合もあるのですけれども、しかし、その団地を作ろうという場合に、その中に、今土地は手放したくはないのだ、手放しても先行き何も保障がないのだというような人たちがあるわけですから。その人たちにとつては、たとい堂議的に言つて適正な税金だと思われる譲渡所得、十五万円を控除して、あと三分の一にしかかからぬといふそれだけでも、たとえば五反歩くらい手放すかかっているのが現実なのです。そういう人でも、そつとして今まで五反歩くらいの百姓をやつていたという人でも、七万円近い税金が譲渡所得となる。しかも住宅公園に売ればそれが半分になるのだ、こういうようなことですから、それじやその方に売ろうとなる。したことになると、住宅公園へその団地の中のところをとられてしまうということになつて、団地として体をなさなくなつてしまふといふようなことにぶつかつて、その方も今度は住宅の方にそんなことはやらぬでくれといふようなことを頼んだりして、それで話を話し合いを進める。しかし、話し合ひ方は、依然として、税金がこんなにかかる、しかも先行き不安なのだから、こんなものは売れないといふような場面にぶつかつて、土地買収、工事費はいかにも不合理だと思うのです。このうらほんど実質的には土地收回法を適用していると同じような形と、いうものが出でている場合に、租税の面だけできれいにできない、こういうこと�이ができるのです。

れば、あくまで三十一條を前提にして、これを動かさないのだ、それ以外の場合には、工業団地の場合に首都圈整備法に基づいてそういう工業団地を造成しよう、そういう非常に公益性の強い、しかも首都圈整備という一つの大きな国策にのっとった事業を推進しようとするとときに、これに基づかなければなりませんが、何らかの第三の問題提起といいますか、この三十一條の土地収用法を適用されない限りは、譲渡所得について特例を設けないので、そういうことじやなしに、たとえばこの三十一條以外に一条を起こすというようなことができないものかどうか。たとえば、ほかの特別措置も、譲渡所得以外の特別措置がたくさんあるわけですが、このいろいろな減税の問題だと、あるいは異常渴水準備金だとか、あるいは貸し倒れ準備金だとか、あるいは減価償却だとか、それに伴ういろいろな問題、そういうような問題についていろいろな措置を設けてきているわけです。だから、同じ税金をかけてやらうとしたことが、今度のような場合に、これはもうほとんど貧しい人たちが多いわけなんですね。そういう人たちに対して、新たに一条を起こして――私が言つてるのはもう無制限に広げるわけじゃありません。それは無制限に広げれば大へんだと思いますけれども、首都圈整備法に基づいて工業団地の造成ということをやられるんだ、そういう限定をつけて、それに対してもこの三十一條に準する取り扱いをしてやるんだといふことを起させば、これでその人たち

の問題は解決し、土地を売却する人た
ちに對して優遇を与える、しかも工業団
地造成の推進に非常に役立つのだ。こ
ういうことになれば、新しくこういう
ものを設けたっていいじゃないか、そ
ういうお考えは全然ないかどうか。ま
た、今の体系としてやれないのかどう
か。あくまでやれないのかどうか。こ
の点を一つ伺いたい。

○細田委員 ちょっと私関連でお尋
ねしたいのですが……。

○足立委員長 それでは関連質問を許
します。

○細田委員 ただいまのお話は、特に
私ども青梅・羽村地区とかあるいは日
野・八王子地区とかで現在始まつてい
るわけです。これが始まるとき八百円
から二千円でやれ。こういうふうに
委員会なりあるいは公団は目標を置い
てやるわけであります。それがまと
まって参りますと、すぐその隣地が暴
騰すると、いふことは歴然たる事実でござ
います。従つて、最初に国策に応じ
て売買に応ずるというような諸君は、
見方によつては一種の犠牲者であつ
て、この人たちがまとまってくれなけ
れば工業地域の造成ができないといふ
ことで、現在の都市計画といふもの
は、現在あります都市を中心にして
の整理を計画的に進めて参るといふこ
とでござりまするが、新しく日本の國
士を再編成いたしまして所得を分散す
る、所得の格差を少なくするといふよ
うな点にねらいを持つての國の仕事で
ありますから、私は、これはより大き
な都市計画と考へて差しつかえないん
じゃないかといふ点からいたしまし
て、税法上の特別の措置をこれらに与
えることによつて、國の仕事といふも

のは推進される。こう考えておりまし
て、従来の法令がどうあると、それ
にかかわらず、新しくできましたとの
事態に対応する考え方を取り入れての
立法が必要である。先ほど来のお話を
伺いました、私はぜひともこれはやつ
てもらいたい。これはもう党派とか、
だれかの問題ではございません。現
実に即しまして、この仕事を推進する
においては、税はごく一部ですよ。こ
の人たちは、安くなければ買ってくれ
ないという人たちが相手方でございま
して、国策に殉すると申しても差しつ
かえない、かように私ども思いますの
で、ぜひとも大蔵省において関係方面
と協議をいたしまして、この立法化を
進めてもらいたい。それは現実に地方
へ工業を分散するということを側面か
ら推進することになりますので、
一つまじめに取り上げてもらいたい、
こういう点をあわせて要望いたしまし
て、関連の質問を終わりたいと思うの
でございます。

でござります。と申しますのは、収用する側の収用価格に関係してくるといふことがむしろ多いという実情なんあります。と申しますのは、そういたしますと、かりに今の首都圏整備のためにある程度租税を軽減をする、もしそれが収用の方の対価にはね返るということになりますと、結局工場を作るのですから、民間の工場がそれだけ安く取得するという問題に帰着する場合が多いわけでござります。そういたしましたと、なるほど首都圏整備といふ見地からいえば、これは公益問題でございましょう。しかし、そのことは、結果的にいえ、ある事業ある事業のその収用単価をそれだけ安くする。これは首都圏整備のためにやむを得ざるものであるという問題はあるかもしませんが、負担関係の実際において、特定の企業のいわば創業費と申しますのであるという問題はあるかもしませんが、買取価格を安くするという結果に落ちつくという場合も多々あるのであります。その辺を考えますと、その首都圏整備の重要性ということは認識しつつも、また一方においてそういう問題を考えつつ、妥当な条件を考えやらなければならぬのじやないかといふ感じがするわけでありまして、おっしゃる点はよくわかりますので、さらになに建設省等につきまして、実情がどうようになつておるかという点を十分調査いたしまして、この問題についてはさらに慎重に研究いたしたい、かよう考へるわけでござります。

常に大きな国策的な問題になつてゐる。しかも、それが、地方公共団体がみずからその土地取得に当たり、あるいは県市の事務組合という形で、非常に世間的に信用度の高い、しかも公共的な立場に立つて推進しなければ、そういうものはもうできない。首都圏整備法などといふものはどこかへぶつ飛んでしまつて、東京都に対する過度人口の集中を防止して理想的な首都圏を整備しようということだが、しかも首都圏整備委員会でも非常に意欲を燃やしてやつてゐるようでありますけれども、そういうものが非常に困難にぶち当たつているのだ、そういう点からやはり問題をとらえていただきたいと思います。そういう問題は、先ほども申し上げた三十二条以外の租税特別措置法のいろいろな項目等の均衡といふように、なことを考えて、私どもは、この程度のものになれば、それはそういうこまかい技術的な議論をされる前に——しかもこれの対象になる人は、今現に私が問題にしているのは、そこに工場ができる場合に、その工場の資本家が得をするかどうかという問題以前の問題として、現に土地を売つて高い税金を納めなければならぬという人たちの立場といふものに対してやつてもらいたい。この点なので、今局長がおっしゃつたようなことをあくまで貫くならば、第一県や市で土地買収に乗り出さなどということ自体もおかしなことですから、そういう点で、あまりにそこいうところに重点を置き過ぎて事の本末を転倒しないように、この問題を

○大久保政府委員 広瀬委員からのだんだんの御発言は、最近の首都圈整備に伴いまして非常に重大な問題を含んでおると思っております。また細田委員からも御指摘がありましたところでございまして、この辺は今後税制の体制を固めていきます上におきまして、大蔵省といたしましても、十分慎重に研究をいたしまして善処をいたしましたい、かように存する次第でござります。

○広瀬(秀)委員 最後に、主税局長の立場としても、先ほどもちょっと触れましたがけれども、この点についてぜひ格段の御努力を一つこの際お約束をしていただきたいと思うのです。

○村山政府委員 お話をございましたので、実情を十分調査いたしまして、この問題は真剣に取り上げていきたいと思っております。

○足立委員長 本件に関するして委員長からちよつと大蔵省に御要望申し上げたいと思います。

ただいま広瀬君からの、あるいはまた細田君からの真摯な御発言を拝聴しておったのですが、本件は、首都圈整備事業のみならず、最近国策として重要な問題になつております農村における工場誘致の問題、あるいは中小企業の団地化の問題等、全国にわたつて関係をしてくると思います。従つて、経済企画庁あるいは通産省、建設省、各

○横山委員 私はきょうは税の行政面について原長官なりあるいは大蔵省の皆さんに伺いたいのであります。

明年度の予算は四千億という、まさに開闢以来の自然増収であります。これがどういうふうに徴収されるかといふことが、実は喫緊の問題になつてゐるわけであります。増税の面はガソリン税だけでありますから、もっぱらこれは徴税面にかかるわけです。徴税面を現状のまま、税法を現状のままで、はたして四千億の自然増収があるかないか。それほど経済は明年度も繁榮し、そして納税者に問題なくこれが納まるかどうかと思いますと、全く憂慮の念を禁じ得ないものが私はある。

そこで、国税庁に二、三お伺いした。いろいろあるのですが、きょうは税務職員に対するなた方の指導方針について伺いたいのです。それというのは、納税者の立場からいいますと、税法でどんなに減税しても、徴税面に際の行政面、税務署の面で伸びを見積もられたのでは何にもならぬ、むしろ税法をそのままにして、徴税面について考えてもららうとの方が喫緊のことであるといふことの意見が強いつであります。ところが、先般来私は、税法改正の意見を聞くために、局の幹部あるいは税務署の中堅職員、新規に採用された職員のいろいろの意見を座談申し上げておきます。

横山利秋君

私は国鉄出であります。それは、一度もが思いもかけない非常な心配をしましたことが一つあります。それは、一休税職員はどういう誇りを持つてゐるのだろうかということです。員は、おれは汽車を動かしているのだといふ誇りを持つております。それから、たとえばおまわりさんに例を引いてみますならば、おまわりさんは非常にいざとなれば、治安維持の責任はおまわりでなければならぬという誇りを持っています。それで、おまわりさんには非常な信頼感を集めております。そういう点では、税務職員は一体どういう誇りを持っているのだろうかということに懸念なしとしない。座談会で、非常におかしな話であります。こういう冗談が出来ました。前の晩にクラシックでも聞くと、翌日は仕事が憂うつだ、前の晩に徹夜でマージャンでもすると、何のこだわりもなくどんどん仕事が進む、こういふのであります。この奇妙な冗談の中に、税務職員の誇りといふものが非常な迷惑に陥っているといふ感じがいたしました。つまり、言ひなれば、税法通り納税者のところでしらみつぶしにやれば、これは何ら問題はない。自分の仕事について何ら違法でない。今日税法通り合法的に徹底的にやつたら、二つの面から抵抗が起る。

心に迷いが起る。さればといって、
ところにすれば、まだ自分の心は休ま
るのであるけれども、私は上司からさうい
ういうふうに指示されてはいない。さ
りとて、今度は、納税者の反発する税
金を取るのはいいけれども、お前さん
たち使いの方は一体どうしているんだ。
そんなことは私に関係したことではな
いとは言るもの、税の徴収にあたつて、
その支出面、国家の歳出面につい
て、今日のような情勢が私の心を暗め
させ、私の正義心というものを麻痺さ
せる、こういふことを言うのであります
す。それから、もう一つは、税務署内
部における格差の問題。これも冗談で
ありますか、こういふ話を聞きま
した。「間接のだんな、法人のおえら方、
所得の連中徴収のやうう」という言葉
があるそ�であります。このことは、
税務署内部におきます職員の諸君の中
に、徴収はやううである、法人はおえら方、
ら方で、周接税を担当している者はだ
んなで、所得の諸君は連中だと言われ
ておる中に、職員の心理状態を想像す
ることができると思うのです。
徴収における者は一刻も早く法人にかわ
りたい、できれば所得にかわりたい、
間接にかわりたいという気持が常に渦
巻いておると私には看取されます。
このようなことを考えてみますと、私
はりつ然としたわけでありますけれども、
私が今例にあげた以外の国家公務
員なり公社職員の持つておる誇りとい
うものを、あなたの方は税務職員に対し
ていかなる誇りを持たせ、いかに職員の
に対するあの人たちの正義感をふるい
起こさせることができるかという点

は、実に重大な問題であり、そういうことが結局、局により、署によつて、また人によつて、税務行政を高い意味の公平を失わせておる一つの問題があるのじやなかろうか。キリスト以来、みつき取りといふうに税務関係担当者は外国でもいわれております。そういうみつき取りの気持が今もなおあるとするならば、納税者に対しして良心を麻痺させて、そして税法通り執行する。あるいは麻痺させないならば、適當なところ話をつける。そういうことであるならば、また心の中に、おれが一生懸命に税の徵収に当たつても、納税の第一線に当たつても、それで集まつたお金が、常に汚職や獻金や、あるいは大へん不公平なところに使われておるという感じが腹の中にあるならば、おれが中小企業でどんなに一生懸命に話をつけても、大企業に対する不当な特別措置が常に存在をしておるならば、いかに自分が良心を持つて納税者に当たり得るかという点については、人さまざまではありますけれども、私の看取いたしましたところにおいては、社会正義心というもののがない。私は何も原長官だけにこの解決を求めるものではありません。しかし、指導方針は一体何なのか、それをひとまず伺ひたいと思います。

に、税務行政というものが、長い国の歴史において、國があれば税制といふものはもう必須のものであり、税務行政といふものは國の行政の中でおそらくわめて重大な部面を受け持つておるものであつて、歴史的に連綿と続いている。しかも、五万の職員にそれぞれ努力を傾けてやつてもらつておることでありますから、私、原が長官になつたというので、その面について私はただでどうといふことはなかなかできにくい。長く続きました伝統の中で、私としての今の段階での任務を誠虚に一生懸命尽くすという気持でやつております。

れはちゃんとと適正にいただきなさい。
第三に、やはりこの職場の一一番の支柱
は綱紀の改正なことである。この三つ
をあげまして、あらゆる機会にそれを
言い、部内一般にこれらの面について
工夫をするようにしてもらいたいなことを
要望いたします。もちろんこれ
だけで事は済むと思つておりますから、なか
し、また、これらのことにしてしまして
も、ただいま申しましたような良い伝
統のある職場で、現に五万の具体的の
人がおるところでありますから、なか
なかすぐには結論が出ないと私は思
いますが、私としては、そういう角度から問
題を取り上げて、そうして具体的に必
要なことをときどき手を打つて参る
というふうにいたしております。

そのままやつては良心がとがめるといふような法律であつてはならぬというふうに私は思います。今の税法ではどういい良心的には守れない、また税務官吏としても良心的にはやれないといふふうには、私は実はどうも思つておらぬのじやないかと思つております。そして、やはり税法には忠実に、そしして適正にといふ考え方で執行するようになります。そういたしませんと、いつの日かその悪循環を断ち切りませんと、税務官吏が、これはどうもきつ過ぎるから自分が権衡をといふことをやるのでは、やはりどうも暗い面が出て参ります。かつての時期にそういうような傾向がより強かつたということはおっしゃる通りであります。それがだんだん減りつつある。その減りつつある段階の見方の違いかもしれません、なるべく早く税務官吏は、税法に忠実に、そして適正な課税をする。もちろんそういう際に、納税者の事情、いろいろな経費その他の見方にについて、十分思いやりのある、実情に即したやり方をするというよくなことはもう当然であります。それはただいま申した適正にといふのの意味として教えておるつもりでございまするが、方向としてそういう方向に向かいたいし、もう私どもそろそろそういうような考え方でいいのではなかろうかとうふうに考えております。

出の批判をするといふ権限は持つてありまするし、また税法についての批判もあると思いますが、私は、それがゆえに、税務官吏というものが、そういう判断で納得しなければ足が出ぬといふので困るので、やはりその辺のところは、政府のそれぞれの担当の部局なりあるいはそれらを審査される国会の審査なりということに待つて、税務官吏は、与えられた税法のもとにおいて、それに忠実に仕事をするということを、私は期待しておるものでござります。おっしゃる気持は、一社会人としては私はわかりますが、税務官吏としてはやはりその辺は割り切って仕事をもらいたいというふうな気持であります。

なお、加えて、所得、法人、簡便、徴収という各部面における税務官吏の間に、いろいろ立場のよい悪いがあるといふ点についてのお話がございました。この点は私といたしましても実は非常に頭を痛めております。実際そういう——今の言葉はどの程度言われておるか私知りません。まあ耳にいたすこともありますけれども、実際にかなり喜ぶ仕事と、それから非常にじみでやりにくいといわれる仕事があるといふのは確かであります。従いまして、具体的にこの人々をどういうふうに配置するかといふような問題については、なかなかむずかしい問題であります。それをやるのにいろいろなことが議論されておりますが、何分長年の沿革に乗ってきた問題でありますし、私、まだ今結論としては、どうといふうにきめかねておる。ただ、なるべくこのじみな仕事をやる人たちに

は、仕事を仕事として、いろいろな面で思いやりのあるよくな扱いができるならばするということで、できる限りう判斷で納得しなければ足が出ぬといふのでは困るので、やはりその辺のところは、政府のそれぞれの担当の部局なりあるいはそれらを審査される国会の審査なりということに待つて、税務官吏は、与えられた税法のもとにおいて、それに忠実に仕事をするということを、私は期待しておるものでござります。おっしゃる気持は、一社会人としては私はわかりますが、税務官吏としてはやはりその辺は割り切って仕事をもらいたいというふうな気持であります。

ナギ屋さんの質問をしましたが、あなたは誤解していらっしゃるけれども、私があのときにも申しましたように、あのウナギ屋さんというのは増差額が全然ない。かえって調査の結果、おかしな話でありますから、もっと安くするのがほんとうであるということがあり、になつてわかつたそうでありますけれども、こういうのは珍しい話であります。そして、そんな白か黒かまづわからぬけれども、基幹調査にそこを選んでやる。あるいはまた特定期間調査方式ですか、これも課に特調班のようなものを作つて、それで一つの重点的なやり方をやる。循環調査方式といつて、三年に一回、五年に一回、その店を選んで、そのときは三年間くらいはまあまあにしておいて、三年間ぐらいたつたら、今度は徹底的にそこをやってみる。そして水準までに引き上げる。そして三年かかってまたやるというようになります。こういうやり方というものは、非常な不均衡と不公平をもたらすのですね。こういうやり方をやる趣旨についてお伺いをいたしたいのです。全部やるというわけにはいかぬから、一つのところをシラミつぶしにやる、一つの商店街をやるあるいは三年ごとに一回やるのだ、そしてやらなければ人が足らぬのだ、こう言わんばかりの話でありますから、そういうやり方というものは、まことに不公平、不均衡を招くやり方ではないかと思うのですが、いかがですか。

納税者当たり何日も日数をかけてやります深度の深い調査に至るまで、いろいろな調査、また日数だけでなく、見る見方にしましても、業況一般を調べるということもあわせて考えて調べるような調べ方もありますし、また各種の資料から特定の納税者について相当脱漏がありそうだということで、脱漏を意識して調べる調べ方、いろいろござります。

そこで、今のお話は、納税者に対して同じ型の調査をするのでなければ公平が期せられない、といふようなお話をのよらにも伺えるのでござりますけれども、そういうことも一つの考え方としてはあり得ると思いますが、私どもとしては、どうも必ずしもそうでなくともいいのではないか。実際には、限られた職員で、限られた時間で、この多くの事案を処理いたしますわけでありますから、そいたしますと、深度としてはそく深くない深度の調査になる。やはり深度の深い調査といふものがある程度いたしませんと、ほんとうの適正ということの柱がわからないといふことになります。反面、御案内の通り、ただいま税制は一番中心になります法人税、所得税というようなものが申告納税制度になっております。すべての課税額を税務官署の側で決定するので、納税者が正しい申告をしていまだくといふことが一番の柱になつておりますので、調査としては、全部を同じに見直すといふのは、その制度の本旨からいましても、必ずしも必要

がないのではないか、むしろそれはか
えって、またかつての賦課課税時代の
ような運営になりはせぬかといふよう
な気持もいたします。その両面から、
調査には深度のある調査とそうでない
調査がある現状を、やはり当分続けて
いかざるを得ないのじやないかといふ
ふうに考えます。

○横山委員 そういたしますと、この
間のウナギ屋さんの例をもう一ぺん引
くのですが、あのときに、局も署もはつ
きり、このウナギ屋さんは別に白であ
るか黒であるかの問題ではあります
が、まあ他の業者間のことを調査する
ために調べておるのですということを
を、大体黒でないといふことがわかつ
たときに初めて言つたそうです。それ
までは、ちょっと調査させてもらいま
すということで、疑わしき匂空氣をば
らまいてやつたそです。それ
は明らかに質問検査権の乱用じやあり
ませんか。あなた方が、納稅者のところ
へ行つて、その申告が適正であるかど
うかを検査をする、質問をするといふ
ものは、あるリミットがあつてしかる
べきでありますよ。八日間二、三
人がそのウナギ屋さんの一室を占領し
て、白か黒であるかを言わずに、あた
かも黒であるといふようなやり方を
やつて、ある段階に至つて、御迷惑をか
げております、これは基幹調査ですと
言つて、そして一般の業者の実情を調
べることにあるといふことを言ふこと
は、全く職權亂用じやありませんか。
私はあのときにくどく言つたのであり
ますけれども、基幹調査をやるといふ
のであつたならば、まずもつて納稅者
の了承を求むべきではないか。一體質問
検査権といふものについて納稅者はど

ここまでリミットがあるかということは知りませんから、調査するというならば、これはやむを得ないというように思うのですが、それが普通の調査でればともかくとして、あなたのところがモモデルになつてやらせてもらいますというようなことを内蔵しておるとするならば、これはまことに言語道断な話であります。質問検査権の乱用ではありませんか。

○原政府委員 先ほども申し上げましたように、基幹調査あるいは業況調査というものをやります場合に、それに業況の調査をあわせて目的とするといふことはありますけれども、それが唯一の目的であるではありません。目的は、やはり正面は――というと語弊がありますけれども、その納税者を調べることができます。その調査をして正しい申告が出ておるという納税者であるならば、それはそれとして、納税者としては増差がない、あるいは今のお話をのようになりますと、増差がないどころか、むしろ減差が出るというようなことになつておるようになりますが、それならそれとして減差を出すということ。それはやはりその納税者の調査なのであります。初めから納税者を見ておりまして、これは正しいかどうかといふのは、これはわからぬのであります。わからぬので、ある数の納税者について深度の深い調査をするという計画を立てますれば、それはそれでやつて参るわけであります。やって参った上で、中には相当な増差が出るものもありましょらし、出ないの

まあどうもと思います。私どもとしては、出ないのが多くなれば、この納税者は記帳の状況も非常によろしい、それから申告の状況もよろしいといつてになりますれば、先ほどもお話を申ましたように、何年に一回というふうにならぬ、そら毎年やらないでもいいようあります。なにか漏してはいるものだけを選んでやるといいますか、そもそもわからないのでありますから、必ずしもそういうことは立ててやります場合には、すべて四ヶ年に入れるといいますか、グループに考えて措置をするといつては、漏しているものだけを選んでやることには、要するにある深度の深い調査を特定の数の納税者についてやる、その際、あるこれこれの業種の業況については、業況全般の状況にも注意しながらやりなさいということを言つて、いるわけでありますから、そういうものにして、私どもの税法でお認め願つた調査権でそういう調査をやることは適切なことではなかろうか、というふうに考えておる次第であります。

は、ウナギ屋さんだって、八日だって十日だってやつて差しつかえないんだということを、あなたは遊説的に言つているのじゃないですか。どこにリミットがありますか。あなたの言うようであるならば、納税者は全部適正にやつておると思われる、そのことはだれが證明なさいますか、そら言つていいことじゃないですか。私の言うのは、少なくとも基幹調査をやる必要がある、その基幹調査の過程であるいは黒が出るかもしれないということならわかる。けれども、あなたは、前提として、白か黒か問題ではない、どことなくとも一步譲つて言つうならば、いろいろと日常の調査をしておる、しかしまあそこはいさきが疑わしいと思つ節がある、そういう節によつて普通の特調なり何なりするといふならわかる。それから、基幹調査といふのは、白か黒かわからぬけれども、局がその必要に応じてやるのだ、業種、業態の実情を調査するためにやるのだ、これが基幹調査であるならば、偶然選ばれた相手はえらい迷惑千万な話です。それだつて、あなたは、いやそこだつて白か黒かわかつたものじゃないから、そんなことはいけませんよ、こう言つつもりですか。少なくとも局はその必要で基幹調査をやるならば、納税者にえらい迷惑をかけることなんだから、ウナギ屋さんだって八日間一室に閉じ込められて、それに対する損害補償はどうするのです。しかも白も黒も大へんな白いうことが出たのですよ。そういう損害は一体どう

なるのです。それは税務署は局の必要だからしようがありませんと言つもりですか。かつて大蔵委員会でそのことも議論いたしました。納税者の信用にひどく損害を与えた場合に一体政府はどうするつもりですかと言つたら、国家賠償法がありますとということだった。そんなものは実際適用されません。そなだとすれば、実際問題として、税務官庁としておのずから納税者に対するリミットといふものがあなたが設定しなければだめじゃありませんか。あなたの言うのは、まるきり、納税者というものは白か黒かわからないから、基幹調査だって黒になるかわからりませんし、どこだって私はやりますよ、多少御迷惑をかけたら済みません。それで済ますつもりですか。原長官ともあらうものが、もう少しそういう言葉は考へてもらわなければだめだと思う。

うに、基幹調査といふものは業況調査が主目的で、そういうことになりますと、私は、「そろではありません。やはり納税者の調査が主目的であります。そして、その調査に深浅があつて、またこれは何も基幹調査に限りません。あらゆる納税者の調査、深浅の度合いは異なりましても、たとえば全体として八百屋さんなら八百屋さんの調査の結果はどうであるかといふようなことは、それぞれ署において集めてみて、そして八百屋の業況はことはどうかといふようなことは当然反省せん分析しながらやる。これは税務署として当然の仕事であろう。そういう面が入るのは当然のことではありますか。」というふうに申し上げておるわけあります。が、具体的な納税者について、ただいま申しましたように、非常に経理がはつきりして計数も正確だと、いうものについては、これは意味なく納税者を悩ますということがあつてはいけないと思います。その点は十分に注意いたしたいと思いますが、趣旨はただいま申し上げた通りであります。

だとすれば、途中でやめるといふのは基幹調査の目的に会わない。だから、私は、その店はえらい迷惑千万な話ではないかと言ふのです。それならそりで、最初から基幹調査が目的ですと言つて、御迷惑をかけますが、一つ御了承願いますといふ詰話を持つてやるべきじゃないかと言うのです。

○横山委員 そういうことではだめで
すよ。私はウナギ屋さんを例に出して
おる。ウナギ屋さんはどうのこうのし
てくれといふことは手頭言うてはいな
い。ウナギ屋さんは、増差どころじや
ない、かえつて少なくなつたのです。
私は、ウナギ屋さんは例であつて、ウ
ナギ屋さんをどうこうしてくれとは毛
頭思ひません。ものの考え方の問題で
す。

政務次官も大体おわかりになつたと
思いますが、あなたの御判断はどうで
すか。少なくとも、基幹調査であれ
ば、それは中には帳面のりっぱなもの
もありましよう。しかし、今の中企
業なり何なりでそら完璧な帳面を持つ
ておるものはないです。しかも、基幹
調査であれば、もう深度の深いもので
すから、深く調査をするんですから、
その店がどうであろうとうるう
と問題でなくして、それを通じて業者
の実態を知るというのが目的なんです
から、むしろ帳面のしつかりしたもの
よりも、しっかりしていい方を選ん
だ方が、業者間の実態といふものはわ
かるのです。そういう点に立てば、ま
ことにそのモデルになつた中小企業者
なり何なりといふものは迷惑千万な話
ではないか。大体基幹調査を考え出し
た趣旨といふものは、どういふものな
のか。長官が今いみじくも言つたよう
に、納税者といふものは白か黒かわか
らぬのだから、これは税務職員の権利
じゃないかといふ考え方で、重点調査
なり基幹調査といふものを発明され
て、人が足りないのであらそれはしよ
うがないじやないかということで済ま

せるものですか。私は何回も繰り返して言うのですけれども、それが疑わしい筋があるといなれば、それもやむを得ないだろう。査察もやむを得ないだろう。しかし、白か黒か、疑わしいことがあるかないかわからぬけれども、業者の実態を知りたいから、偶然そこをやつてやろうというやり方は言語道断だ。もしどうしても調査が必要であれば、それは許諾を求めるべきだ、こう言つておるが、どこが悪いんでしようか。政務次官の御意見伺います。

○大久保政府委員 御指摘の点につきましては、税務行政上調査をいたさなければならぬ筋道もあるわけでござりますけれども、しかし、一般の納税者を、悪いことをしているとあらかじめ前提を置きまして調査をする。そういうことは考えるべきものではなかろうと存じます。調査をいたします場合におきましても、十分国民の立場というものも考えまして、税務行政の推進と両立するような立場において今後進めていきたい、かように存じておる次第であります。

○横山委員 政務次官に一言苦言を申したいのですけれども、あなたは、政務次官に御就任以来日なお浅くして、

税務問題については、また大臣関係の問題については、よく御存じございません。ですから、私ども、あなたの御回答については、なるべく穏やかに、政務次官はこの点についてはまだ考へておるんでですよ。けれども、あなたを利用してはいけませんよ。失礼な話を申しますけれども、今のはきわめて常識的な話です。納税の話はきわめて常識的な話です。

○大久保政府委員 御指摘の点につきましては、税務行政上調査をいたさなければならぬ筋道もあるわけでござりますけれども、しかし、一般の納税者を、悪いことをしているとあらかじめ前提を置きまして調査をする。そういうことは考えるべきものではなかろうと存じます。調査をいたします場合におきましても、十分国民の立場といふなりかぬでよろしい。直すなら直すでよろしい。もう政務次官もいかげんに今までのような御答弁から脱却して、政務次官の責任でもつて一つ一つ解決するという方向へ進んでいただかなければと思ひます。

○山中(貞)委員長代理 もうその辺で適当に……。

○大久保政府委員 私の申し上げているのは、明日の大蔵委員会で……。

○山中(貞)委員長代理 大久保君、あくまで出せるかといふんです。——横山君いそうです。明日政務次官から回答があります。

○横山委員 それでは明日御答弁を承ることにいたします。

○大久保政府委員 ただいまの横山さんは、御質問に対しまして、先ほど申し上げました通り、十分国民の立場も考えまして税務行政を進めていくといふことにつきましては、今後とも特段の考慮を払つていただきたい、かように存じておる次第であります。

○横山委員 それではまた同じ答弁でございますが、今のお答えは、私が委員長からしたしなめられたほどのことを

申し上げたについて、まだ御答弁になつておりません。委員長はよっぽどお考えになつて私をたしなめられたとか。政務次官も腹を据えた答弁を一つ二つしてもらわなければならぬところです。おったのでは、私は承服いたしかねまづゆうございます。もうこの辺で、政務次官も腹を据えた答弁を一つ二つしてもらわなければならぬところです。この間もわが党の委員会であなたのお話が出来ました。たとえば金利の問題でもそうですが、そういう御答弁ばかりで終始されるならば、大臣の出席をすべて要求する、こういう結論になりました。ですから、今のお話を、いかがでしよう。

○大久保政府委員 だんだん横山さんから御質問のような事案等につきましては、よく国税局とも検討いたしました。先ほどから申し上げておりますよ

うな考え方をもちまして十分研究させていただきたい、かように存する次第であります。

○横山委員 私の申し上げているのは、明日の大蔵委員会で……。

○山中(貞)委員長代理 大久保君、あくまで出せるかといふんです。——横山君いそうです。明日政務次官から回答があります。

○横山委員 それでは明日御答弁を承ることにいたします。

○大久保政府委員 ただいまの点は、大筋

において私は御同感であります。先ほど申しました近づきやすくといふ言葉

も申しますが、ある税務官吏の話を聞いたこと

ですが、間接的に寄与するという考え方

がありてしかるべきではないか、こう思ひます。これが例で恐縮でござい

ます。直接では弊害がございません。直接では弊害がございません。

それから、原長官に、先ほどに返つて恐縮でございますが、私は先ほど述べた出せるかといふんですけれども、そのとき

税務職員の心がまるとういう問題について

ありますが、ある税務官吏の話を聞いたこと

がございます。まあお茶飲み話になつてしまつたのですけれども、そのとき

ちよつと出た話に、「あそこはばかな

やうな意見がある。これは私の意見で

言つたら、「税も何も知らない。」それ

ならばお前教えてやつて税金を適正に

まけてやつたらいいじゃないか。」「そ

んなことをおれがやる必要があるか。

いふうな点であります。言うなれば、

それはそういう人がいるんだからやら

せればいいじゃないか。向こうがそぞらふうにやつてゐるのだから、その

いふうにやつてゐるのだから、その

なるのかといふ認識自体についても、必ずしも全きを持つておる納税者はむかしろ少ないと思います。そういう意味で、私は、近つきやすくといひやう方の中身には、納税者に對してそういう点を十分に教えるという少しなまいきな感じでありますけれども、お世話ををするような氣持でやるということを含めて常に申しております。ある意味においていわゆる節税ということにあり、節税ということの中には、やはり、そら申すとなんですが、若干乱用的などにも出てきますので、ほんとくの意味で納税者に正当に主張し得る点を十分主張させるよくな調査の仕方、また納税者の日常の經理についてもそうなるれるよくなやり方をお世話ををするということは、私は税務官吏としてみんなが心がけなければならぬことだと思つておりますし、できる限り日常あるそういうふうに、管下の者に指導と申しますが、申しておる次第でござります。

権威、自分はどういう天職であるといふものを持つためには、それが一つの非常なよりどころになる、こう申し上げておる。あなたが言ふように、私が平素言つておるといふなら、業務運営方針なりに出でているはずですが、私の意見した限りでは出ておりませんよ。もしもあなたがほんとうに私の意見に賛成をせられるならば、明年度の税の徴収にあたって、一つはつきりこれを管下職員に徹底をさせて下さい。

が、そらなりますと、やはり少し入り過ぎるなという感じがいたしますが、その辺のところがよくわかりませんので、私のお答えとしては、税務行政で納税者と接觸しておる限りにおいて、その接觸の間に出てくる納税者の簿記、会計関係の事項については、できる限りいいアドバイスを与える。そして青色申告制度といふようなものになるべく乗って、ますますそれがよくなれるようにお世話をすると、いうことは、従来もいたしておりますし、今後もいたしたい。さらに加えて、今の経費の見方、つけ方というような点について、たなおりし、各般の支出、それに関する判断、たなおりしが多ければどうなるというようなことも教えるようにならうとしておるわけでござります。

ついでそうちうことを百尺竿頭一歩を進めて徹底させる。こういうことを言つておるのであります。

○原政府委員 大へんけつこうなお尋ねで、大へんけつこうな御示唆だと思います。私も実は心の中でいろいろ考えておることに触れるものがあるのであります。実は話がかなり抽象的ななんどござりますから、私お氣持はよくわかるような気がします。今私が申しておるのは、私の心中にあるいろいろなそういう角度での問題、これをなるべく早く整理して具体的に、今おつしやる百尺竿頭一步を進めるといふことに努力いたしたいと思います。それで実績でできる限りお答えしたいと思ひます。

○横山委員 それでは、時間もございませんからもう一つだけ何つておきましょ。本来はさらに職員の労働問題についてお伺いする予定でございましたが、時間がございませんから、最後の問題、技術的な問題だけ一つお伺ひをいたしました。

先般来、本委員会は利子の問題について取り上げて参りました。ここに一つ税の徴収面で、延滞加算なり、利子税なり、無申告加算なり、過少申告加算なりあるいは源泉徴収加算なりの問題があるわけです。この利子を課せらるるということは、それなりに納税者にとってはそれだけの理由があるのでありますから、私はこう二つの点や不勉強であります、利子税と延滞加算の二重課税なり、あるいはそのは

か重加算のかけ方なり——重加算は五〇%でございましたが、これはまさに過酷さをまるものであつて、何も金利の引き下げに対応せよということばかりでなくて、本来的にいま少し懲罰をされるべきときではなかろうか。本来これが設定されましたときには、一罰百戒的な意味があつたと私は思うのです。しかし、その点もあなたが先ほどあなたの立場でおっしゃるようになややノーマルなような状況になつてきただということであるならば、これまた思い切つて引き下げをなさるべきときではないか、こういうふうに考えるが、いかがですか。

おります。ただいまはその御報告にとどめさせていただいて、なお十分慎重に主税局とも検討して参りたいと思ひます。

○横山委員 私がきょうら実は聞きましたのは、職員の労働問題、徴税に関するいたしまる税理士法及びその運用等の問題、それからお酒の免許の問題等各般にわたっておりましたけれども、時間がございませんし、また追つてきょうの質問に対する回答もなされませんから、この際譲つて、筋でござりますから、この際譲つて、きょうの質問を終わることにいたしま

の数が出ます。現状では何等級の者が何名入っておるかといふ格好で出していただいだけつこります。どうもト級者が上級者がたくさん入つておるという傾向が見受けられますので、ちょっとそれについての資料を要求しておきます。

○山中(貞)委員長代理 委員長席からお詣りいたしますが、理事会にかけてきめておりませんが、他の委員さん御賛成なら、資料要求はよろしいですか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山中(貞)委員長代理 それじやその資料を政務次官お願ひします。あしでもできるでしよう。——では明日資料を提出願います。

午後二時まで休憩。

午後二時十七分開議

○平岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

國の会計、税制、金融及び外國為替に関する件について調査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 大蔵大臣の御出席を得ましたので、税制関係の事項と、もし時間がありまするならば、貿易自由化の問題をめぐりまして御質問したいと思ひます。

まず、税制改正の件でありますが、今回の税制改正で、給与所得者に対しまして、夫婦と子供三人のいわゆる標準家族の年収三十九万円までが非課税限度となりました。現行の三十三万の非課税限度から見れば、確かに減税であります。しか

し、政府の一連の値上げ政策、それにからまるインフレ・ムードによりまして、現実の家計というものは非常に圧迫されております。政府の統計によりますと、昨年の十月におけるところの全都市消費世帯の平均支出が、一ヶ月当たり三万一千六百七十六円と出ております。これは、この平均世帯の人数が四・五五人ですから、税法の標準家族の五人にアジャストしますと、一ヶ月の支出が約三万五千円になります。従いまして、この三万五千円を十二倍しますと、一年におけるところの標準家族の実際の生計費が算出されます。つまり、四十二万円が生計費であります。近代国家では生計費には課税をしないというのが原則のようでありますから、もしその原則にのっとる限りにおいては、今回の政府の三十九万円をもって非課税限度とするこの改正案をもつしても、まだタックス・ペーパーの方に貸し勘定がある。政府はそれだけ借りをしておるということにならうと思うのであります。従いまして、政府の減税の呼号は私は当たらぬいと思っております。そういうわけだけ借りをしておるということになると、今後所得税につきましては政府は逐年減税していくことであろうと思うのですが、それに対する大蔵大臣の御所見をお伺いしたいのです。

対しまして、世論は非常に論難いたしました。しかも、三十五年度においては、減税がすべて見送られ、国民の期待は三十六年度においてこそ相当な減税政策を政府がやるであろうことを期待していただけに、この点は国民党すべて失望いたしておるわけであります。大蔵大臣は今後逐年やつしていくと、いうことをお約束なさいましたが、現実の実績は、三十五年度と三十六年度をひっくり返めて、自然増収が相當あつたはずにもかわらず、六百二十一億円にとどまつたということで、二年間に一ぺんの減税ということになりますれば、ただでさえ非常に低いところのこの数字が、またにミクロスコーピ的みなみみつい減税になつてることを私どもは指摘しないわけには参りません。

そこで念のためにお伺いしますが、三十六年度の自然増収は予算に明確に書いてありますて、三千九百三十億円の自然増収を見込んでいる。しかし、三十五年度中に三十四年度に比較しまして一体幾ら自然増収があつたのか。この数字を、事務局の方でよろしいですから、一つお教えを願いたいと思います。

○村山政府委員 ただいまの御質問は、三十四年度の決算に対しまして、三十五年度の決算見込額はどれだけになるか、その差額の御質問だらうと思つわけでござります。それで三十四年度の決算額は一兆二千百二十四億であります。これに対しまして、三十五年でございますが、これは第一次補正のところでござりますと、一兆四千八百八十億、こういうことでござります。今度第二次補正——目下提案中でございますが、これに対しまして三百

六十五億ふえております。なお本年度
内の減税といったしまして五十八億見て
おりますので、今年度の減税なかりせ
ば、その分はプラスになつて参りま
す。それに、今度の第二次補正では、
まだ出しておりませんが、大蔵大臣も
しばしば言明しているように、別にガ
ソリン税におきまして八十億程度の増
収が見込まれますということを申し上
げているわけでございます。これらの
数字を合わせますと、今年度は一兆五
千二百六十三億になる見込みでござい
ます。それを合わせますと三千百三十
九億の增收になる見込みでございま
す。

られる階層はまだしもであります。しかし、答申及び政府予算における税制の態度につきまして、決定的に国民の不満とするところは、国民のいわゆる声なき声をよいくことにしまして、間接税につきまして完全にはおがぶりをしておるのみならず、ガソリン税の増徴のごとく、まことに国民のパンを求めた声に対しまして石を投げかねまじきこくした政府の处置といふものには、われわれは納得できません。ガソリン税等につきましては後日また私質問したいと思いますが、まずお伺いしたいのは、現行三十三万円の非課税限度をもつて事足りておる、こういう階層がどのくらいおるのかをお示し願いたいです。勤労者につきましては、それが個人事業主につきまして、農家につきまして、それをお示しを願いたいです。

○村山政府委員 今の失格者はどれく

らいあるかと言う前に、ちょっと先ほ

ど非常に減税の規模が小さいと言わ

れたそのものの計算について申し上げ

ておきますと、今平岡委員は、三十四

年度の決算と、それから三十五年度の

決算見込みの増差三千百三十九億、こ

れはそういう規模であります。それで

三十五年度の当初予算対三十六年度

の当初予算の現行法による自然増収そ

のままをプラスするのは少しおかしな

計算ではないか。もしその割合でいか

れるならば、三十五年度の決算見込み

に対しまして、現行法ベースによる収

入見込額のその増差額を加えるべきで

ある。そういたしますと三千九百三十億は千九百六十二億になるわけで

す。そういたしませんと、今の三十五

年度の当初予算と決算額との差額が二

重に計算されることになりますので、減税の規模をどうなるときには、そういうことを……。それが一つでござります。

それから、課税最低限の問題につきまして、今おっしゃるのは、この課税

納税者の割合がどれくらいになるか

と思いまして、その二点について申し

上げます。

今度の課税最低限の引き上げにより

まして、改正による失格者は源泉申告

を合わせまして二百十八万一千人でござります。内訳を申し上げますと、そ

のうち源泉所得税の税法改正による失

格者の数が百六十九万九千人、申告所

得税の失格者の数が四十八万二千人で

ございます。次に、有業人口に対して

どれくらいの割合になるかということ

を申し上げますと、これはまだ最近の

データで直さなくてはいけませんが、そ

れぞと一年ばかり前の古い数字――

有業人口の方はそういうふうになつて

おりますが、それでいきますと、給与

は五二・三%が有資格者になるであろ

う、有資格者と申しますのは、給与所

得を持つておる人の総数に対しまして

所得税の納税者の数でございます。そ

れが給与におきまして三・九%程度、合計いたしまして三

二・三%程度になるであろう。それか

ら農業につきましては三・二%、それ

から営業その他の諸業につきましては

三・九%程度、合計いたしまして三

七・七%くらいになります。なお、こ

れは有業者対納税者の数でございます

が、納税者を含む世帯数対その全世

帯数に対する割合をとつてみますと、大体四

八%ないし四九%に及ぶということに

なります。

本來の性質として逆進性を持つもので

あります。ところで、日本のごとく非

常に高率な間接税を課しておる国にお

りほかないと思う。間接税そのものは

本來の性質として逆進性を持つもので

あります。ところで、日本のごとく非

五%が税金、こういうふうに、国民生活に密着している。しかも選択を許さないような生活必需品に近いところのこうした品目が、まことに世界一の高率課税をもつて徴せられておる。この事実を私どもは指摘しないわけにはいきません。そこでどうしても間接税に手を染めていかなければならぬ段階にきておると私どもは判断いたしておるわけであります。大蔵大臣は、間接税の問題については今後検討するとのみ、その財政演説において述べただけでありまするが、いついかなる品目をどのくらい減税するおつもりであるか、一つお示しを願いたいのであります。

○水田國務大臣 前にも申しました通り

税制全般の改正について三年がかりで検討してもらおうという予定で、税制調査会にいろいろ調査を今願つてい

るわけでございますが、今年度は、第一段階として法人税、所得税中心の減

税についての答申を得つて、大体そ

通りに実施するという方針をとつたわ

けでございますが、来年度におきまし

ては間接税の問題の検討も頗らつもり

でありますので、税制調査会の検討を待つて具体的に間接税に対する減税をきめたいと思いますが、現在のところ

物品税をどうすると具体的に今きめて

おるわけではございませんので、今年

中の研究によってこれはきめたいと思つています。

○平岡委員 それでは、少なくとも間

接税の減税を三十七年度に行なう意思があるかどうか。これだけを一つお答え願いたい。

○水田國務大臣 これは意思はござい

ます。

○平岡委員 どうやら三十七年度に間

接税減税に踏み切るといふようなこと

であります。私は、非常に危惧しな

がらも、広範な国民の切実な声を代表

するつもりで、御質問を申し上げたい

と思うのであります。昨年三月、私ど

もが税制改革要綱を発表いたしま

した際に、所得税における課税最低限

の引き上げによる減税に均霑し得ざる

国民生活の重圧となつて間接税の

うち、特に懇願的的なつているもの

として、先ほど申し述べた通り酒、たば

こ、砂糖、ガソリン税等を指摘し、な

かんすく国税の三本柱の一つであります。

として、昨年度予算において二千二百五

十一億円、本年度予算におきまして二

千七百四十二億円に上る大衆重課の頂

点をなす酒税につきまして、具体的な

試算を提示し、減税方法にも触れまし

て、政府の善処方を要請したつもりで

おります。細目に再び触れませんが、

それは間接税の頂点をなす酒税とい

うものを相当掘り下げて予算を見まし

た場合に、私のこの感はいなみ得ない

のです。いろいろと税調の答申を待ち

ながら間接税に踏み切るということを

おっしゃつておりますけれども、間接

税の頂点をなす酒税につきましては、

ほんとうに三十七年度に減税をいたし

ますか、お答えをいただきたいのであ

ります。

○水田國務大臣 たとえばたばこのよ

うなものでも、戦前の値段と物価指数

の上がり方を比べてみますと、相當高

いようであつても、戦前の小売定価に

比べたらそろくないといふ数字が出

ておりまし、酒にしても同じような

上り方を比べてみると、相當高

いようであつても、戦前の小売定価に

比べたらそろくないといふ数字が出

基礎にいたしまして需給計画を立てまして、われわれの方では会計年度中ににおける移出数量、これが課税の対象になるのであります。四百七十二万石石を課税数量に見ておるわけでございます。対前年度大体八・四%くらい増なる数量でありますから、この程度は目一ぱい見ておるということでもなければ、また非常に過少ということでもなからうといふように思つわけであります。ビルにつきましても、同じようにならうといふように思つておるわけであります。今度は五百九十一万石を見ておるわけであります。これは対前年度一%くらいの増になるだらうと考えております。ビルは、過去の実績を見ましても、天候に非常に左右されるわけでござります。昨年、一昨年は天候の状況が夏場非常に暑かつたものでありますから、非常に伸びております。その辺を考えてまして、過去の国民の消費資金と課税数量との関係をずっと見ておりまして、大体この辺が妥当であるといふところを押えております。特にこれが多く見積もつておるわけでもなければ、特に少ないといふことでもないといふことがあります。

○平岡委員 ななかな含みのあるような回答ですけれども、中身はあまりなさそうです。
それから、大蔵大臣、きのう井手以誠君の質問に対しまして、税制調査会ですか、税調の答申が、国民総所得に対する国民の負担率としては二〇%となつておるが、それを尊重したいと言われたあと、なお井手君から骨み込まれたのでしようか、二〇%まで下げるのかどうかといふ問い合わせをしては、いや実は正確に二〇%といふことではない、二一%を上回るようなことはぜひしなくていいといふことではあります。去年は天候に非常に逃げ道もあるのだといふふうであつたように私は思ひます。私は、二〇%あるいは二一%といふふうに、一%刻みの議論はあまりしてもらいたくないと思うのです。○一%くらいの刻みの議論をしてもらわぬと、来年はどうも二一%とするぞといふふうな普通の場合にはたつた一%だからといって、聞きのがしにするわけでもなれども、どうも税率問題としてあまり大きづかに過ぎはせぬかと思はたして三十六年度がそうであるとして、三十七年度の減税はどうかといふことは、大臣がお答えになつたようですが、大臣の腹はどうやら来年は二%になりそらだといふ、そういうふうに、三十六年度の経済の成長はどの程度であるが、それによって、ひとり酒税のみならず、その他全体の租税收入がどうなつて、そして歳出がどうなつて、従つて減税にどのくらい充てるか、あるいは国民負担の関係から、そなうかといふ問題が、来年度新たに問

題になつて出てくると思つております。
○平岡委員 ななかな含みのあるような回答ですけれども、中身はあまりなさそうです。
それから、大蔵大臣、きのう井手以誠君の質問に対しまして、税制調査会ですか、税調の答申が、国民総所得に対する国民の負担率としては二〇%となつておるが、それを尊重したいと言われたあと、なお井手君から骨み込まれたのでしようか、二〇%まで下げるのかどうかといふ問い合わせをしては、いや実は正確に二〇%といふことではない、二一%を上回るようなことはぜひしなくていいといふことではあります。去年は天候に非常に逃げ道もあるのだといふふうであつたように私は思ひます。私は、二〇%あるいは二一%といふふうに、一%刻みの議論はあまりしてもらいたくないと思うのです。○一%くらいの刻みの議論をしてもらわぬと、来年はどうも二一%とするぞといふふうな普通の場合にはたつた一%だからといって、聞きのがしにするわけでもなれども、どうも税率問題としてあまり大きづかに過ぎはせぬかと思はたして三十六年度がそうであるとして、三十七年度の減税はどうかといふことは、大臣がお答えになつたようですが、大臣の腹はどうやら来年は二%になりそらだといふ、そういうふうに、三十六年度の経済の成長はどの程度であるが、それによって、ひとり酒税のみならず、その他全体の租税收入がどうなつて、そして歳出がどうなつて、従つて減税にどのくらい充てるか、あるいは国民負担の関係から、そなうかといふ問題が、来年度新たに問

承認のように私ども最初から一千億円過ぎて申しわけありませんが、率直に過去かといふ問題が、来年度新たに問

以上の一連の減税をするといつて、事実その減税はやるわけなんです。もう国会に法案の御審議も願つておることで、その通りにやるのですが、ただその場合に、減税だけではなくて、増収にならぬよう減税といふものは、今後行なつていかなければならぬと思っておりま

す。皆さんから言われる特別措置の問題も、これを合理化するといふことは、実質的には増税、增收をはかることですから、これを常に皆さん方に差し引きされて、減税が減つていてるじゃないか、減つていてるじゃないかと言わることは困りますので、減税は減税として、またこの及ぶ層は違うのですから、低所得層を中心の減税といふのは、さらに今後行なわなければならないと思ひますし、一方特別措置といふことは、むしろ大企業に対する増税といふことよりも、むしろ大衆にはかなり減税をなし得るんだといふ御趣旨に聞きました。大臣の御答弁そのものは確かにそうであらうと思うのです。しかし、これが大衆にはかなり減税をなし得るんだといふ御趣旨に聞きました。大臣の御答弁そのものは確かにそうであらうと思うのです。しかし、われわれは既往の実績に従つて、大臣の御答弁になるような格好にならぬことを要しておるのであります。

○平岡委員 大蔵大臣のお話では、減税率二〇%か二一%にとらわれることはないのではないか、高額所得層からうんとつきて、そこで埋め合わせを出してくれば、これは大衆にはかなり減税をなし得るんだといふ御趣旨に聞きました。大臣の御答弁そのものは確かにそうであらうと思うのです。しかし、われわれは既往の実績に従つて、大臣の御答弁になるような格好にならぬことを要しておるのであります。
○村山政府委員 初当予算ベースで申しますと、租税特別措置的なもので現行は幾らですか。まずそれをお聞きしておきます。
実はその前にちょっとお伺いしたいのですけれども、三十五年度ベースでこれを正確に調査会の意見が二〇%といつたから、常に二〇%に合わせなければならぬといふような必要はないのではないか。また、税制調査会も、これで正確に調査会の意見が二〇%といつたから、常に二〇%に合わせなければならぬといふような必要はないのではないか。
○平岡委員 そこで、今回租税特別措置の整理合理化と称して、貸し倒れ準備金制度の改正並びに退職給与引当金制度の改正、この三目につきまして、それぞれ二十一億五千七百万円、六十億四千五百円、十三億九十九万円、合計ざつと百億円手直ししていますね。千四百億円いかと言われたのでは、われわれの方

も弾力性がなくなりますから、あの前後がいいところではないか、二一%にならぬよう減税といふものは、今後行なつて、この減税を逃げようという意図からわざわざ言つたわけではありません。皆さんから言われる特別措置の問題も、これを合理化するといふことは、実質的には増税、增收をはかることですから、これを常に皆さん方に差し引きされて、減税が減つていてるじゃないか、減つていてるじゃないかと言わることは困りますので、減税は減税として、これが大衆にはかなり減税をなし得るんだといふ御趣旨に聞きました。大臣の御答弁そのものは確かにそうであらうと思うのです。しかし、われわれは既往の実績に従つて、大臣の御答弁になるような格好にならぬことを要しておるのであります。
○平岡委員 大蔵大臣のお話では、減税率二〇%か二一%にとらわれることはないのではないか、高額所得層からうんとつきて、そこで埋め合わせを出してくれば、これは大衆にはかなり減税をなし得るんだといふ御趣旨に聞きました。大臣の御答弁そのものは確かにそうであらうと思うのです。しかし、われわれは既往の実績に従つて、大臣の御答弁になるような格好にならぬことを要しておるのであります。
○村山政府委員 初当予算ベースで申しますと、租税特別措置によって減税される額は幾らですか。まずそれをお聞きしておきます。
実はその前にちょっとお伺いしたいのですけれども、三十五年度ベースでこれを正確に調査会の意見が二〇%といつたから、常に二〇%に合わせなければならぬといふような必要はないのではないか。
○平岡委員 そこで、今回租税特別措置の整理合理化と称して、貸し倒れ準備金制度の改正並びに退職給与引当金制度の改正、この三目につきまして、それぞれ二十一億五千七百万円、六十億四千五百円、十三億九十九万円、合計ざつと百億円手直ししていますね。千四百億円いかと言われたのでは、われわれの方

あるかどうか、このことを御答弁をお願いしたいと思います。

○水田國務大臣 もう方針としまして

は、こういう措置は漸次合理化し縮小していくといろその方向はまつておりまして、その方向に沿つてやつていつつもりでございますが、結局こういう措置は政策的なものでございますの

で、もうこれで政策的な措置の効果が終わつたという状態になるのでしたら、これはもう全部整理できますが、自由化とかこういうものを控えてなかなかそういうことがございます。

○村山政府委員 ちょっと計算を申し上げますと、ただいま千四百七億に対し百八十九億とおつしやいましたが、これはやはり平年度ベースで見ていたら方が規模としてはよろしいのではないか。そういたしますと、百八十五億になります。

もう一つは、租税特別措置は整理するといひながら、非常に足りないじゃないか、こういふお話をございます。これはいろいろの見方はござりますが、実は三十一年から租税特別措置で整理いたしましたものは、そのときどきの平年度計算、つまりそのときの貨幣価値で、平年度計算の合計で六百六十八億に上つておるわけです。今日の貨幣価値で換算いたしましたと約一千億以上。言葉をかえますならば、千四百七億現在減収がございますが、もし当時の整理なかりせば二千四百七億程度になつ

たであろう。その半分ぐらいは、非常に不満足ではあります。しかし、なお千四百億が多い、あるいは今度の百八十五億が少ないといふ問題はあるかと思ひます

が、大体さよらないきさつでござります。す。

○平岡委員 主税局長のお答えは、強

盛をやるべきであつたのだけれども、これは普通のこそどろをやつたんだからいいのじやないかというような答弁だと思うのです。大体六百二十一億円を、先ほどのように二年がかりでやつとやつて現状に徴しまして、主税

局長から平年度百八十五億などとい

う御指摘がありましたけれども、そんなのはものの数じやないと思うのですが、だから、まず計算の枝葉末節のお

答えよりは、そうちした大きな腹がまえ

でやつてもわななければならぬとい

うことを私どもは主張したい。そういう

ことでお聞き取りをいただきたいとい

うことであります。

私が今まで縷々申し上げたのは、間

接税に対する政府は重大関心を払つて

いただきたい、また払う価値があるの

ないか、こういふお話をございます。

これはいろいろの見方はござります

が、実は三十一年から租税特別措置で整理いたしましたものは、そのときどきの平年度計算、つまりそのときの貨幣価値で、平年度計算の合計で六百六十八億に上つておるわけです。今日の貨幣価値で換算いたしましたと約一千億以上。

お推し広めるならば、所得税とか法人税全部をひつくるめて、三十七年度以降においてはなかなか減税がむずかしい

くなつてくるのではないか、特に大蔵大臣が二〇%を二一%に読みかえなければならぬほど、その問題は大蔵当局においてもかなり危惧を持って考えられておるのではないか、大体こういう趣旨を申し上げたわけであります。

そこで、私自身に与えられました時

だと思ふのです。大体六百二十一億円

といふ国民全般に及ぶ所得税の減税

を、先ほどのように二年がかりでやつ

とやつて現状に徴しまして、主税

局長から平年度百八十五億などとい

う御指摘がありましたが、そんなの

のはものの数じやないと思うので

す。だから、まず計算の枝葉末節のお

答えよりは、そうちした大きな腹がまえ

でやつてもわななければならぬとい

うことを私どもは主張したい。そういう

ことでお聞き取りをいただきたいとい

うことであります。

私が今まで縷々申し上げたのは、間

接税に対する政府は重大関心を払つて

いただきたい、また払う価値があるの

ないか、こういふお話をございます。

これはいろいろの見方はござります

が、実は三十一年から租税特別措置で

整理いたしましたものは、そのときどきの平年度計算、つまりそのときの貨幣価値で、平年度計算の合計で六百六十八億に上つておるわけです。今日の貨幣価値で換算いたしましたと約一千億以上。

言葉をかえますならば、千四百七億現

在減収がござりますが、もし当時の整

税作業はむずかしいのではないか、な

熱意を持っておられる大蔵大臣の御所見を、この際率直にお伺いしておきたいと存じます。

○佐藤(觀)委員 きのうの予算委員会にておきましたが、政府の低金利政策

私どもがこれに熱意を持つている理由

といふものは、前から申し上げておる

通りの理由でございまして、これを来

年赤字公債の発行を構想しているた

めに急いでいるとかいふような、そ

いことは全然ございません。

○平岡委員 時間の制約がありますか

問題につきましては、また次の機会に

質問したいと思いますが、ただ一点だけお聞きしておきたいことがございま

す。それは、今までの大蔵委員会にお

ける同僚と当局との間の質疑応答を聞

いておりましたが、政府の低金利政策

でござります。大体自由化に対応する

ために国際金利水準にさや寄せをし

たといふ政府の意図で説明されており

ます。しかし、このことは別段悪いわ

けではないのですけれども、私は少し

せんざくしき過ぎてちょっと悪いように

思ひますけれど、低金利政策が戦時

中唱えられました。それは戦時公債消

化のための地ならし工作として低金利

政策がとられた。この事実をわれわれ

は想起せざるを得ない。ですから、池

田さんは、たしか来年、再来年は少な

くとも赤字公債の発行はせぬといふこ

とを言明されたようになりますが、政

府には、そもそも赤字公債にいかな

理にやつたということございませんで、大体補正予算で予算を補正して

資金に繰り入れるという措置は、産投

会計にやつたのは一回しか例がござい

ませんが、そのほかの資金への補正予

算によっての繰り入れということは、

もう過去において何回もあることでござりますし、そのつどそういう論議は

出ましても、大体財政法違反でないと

いうことはこの国会において事実的に認められていることとわれわれは思つておりますし、財政法違反をやつて、これを無理にやるといふような措置であります。

また次会に御質問させていただきま

す。

○足立委員長 佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 きのうの予算委員会

で同僚の井手君から財政法違反の質疑

がございまして、ちょうど今国会に産

業投資特別会計法の一部を改正する法

律案が出ておりますから、それと関連

して、同僚議員の質疑もありますし、

大臣も忙しいことでありますから、で

きる限りしばらくお尋ねしたいと思いま

す。

一体政府は、私も先回にもちょっと

質問したのでござりますけれども、財

政法を守る意思があるかどうか。この

前は、水田大蔵大臣はこれは前例が

あつたからやつたのだといふ話でござ

ります。財政法違反にいろいろ疑いを持た

れるような問題はたくさんあります

が、私たちの方も反対討論をしてお

るし、同時に今日では、与党の自由民

主党の良識のある人の中には、やはり

これは私たちの方も反対討論をしてお

局長官からも説明的な補足説明がありましたがけれども、やはりそれが聞いておりましても納得がいかない点があるのでございまして、こういう点についてすっきりした形で、これは悪いなら悪い、こういふことはこういふような方法でやむを得なかつたといふようなことを言われない限り、私たちの方で、なるほどこれはもつともだ、これはこういふことならやむを得ないではないかと言うことができない限りは、私たちも、前例があるからといふ理由では、今度の二百億の三十六年度の産業投資特別会計についてはどうしても納得いかないのでありますて、その点についてわれわれにこういふ意味だから納得してくれといふような御説明を一つしていただきたいと思います。

十六年度以降生じて いる必要に 対処するための 資金でござりますので、これを三十五年度中に 出資に充てると いうことは、年度率の原則に 反するわけではございませんし、またどの角度から見ても別に財政法違反になることではない。しかも、この国会においてはしばしばもう前例となつて認められていてることでござりますから、こうすることがいいのだといふわれわれの判断で行なつた だ い うだけでございまして、財政法違反とは私ども考えて いません。

予算の進行中でございまして、まだ今年度はきまつておりますが、まだ今年度は取が一定の額見込まれるという限りにおいて、緊急な必要性を満たすといふことは少しも差しつかえないとどううと思います。

○佐藤(觀)委員 まだこれは三月三十日にならなければわからないわけですが、しかし、その大体三百五十億の中で、百五十億は三十五年度の産業投資に使う、あと二百億は三十六年度に使うといふことになっておりますが、私たちは、三十六年度に使う産業投資を持っていくのならば、何も緊急な必要はないのではないか、少なくともこれは三十七年度に使う金を三十六年度の予算のやりくりでやつたのではないかという疑いを持つわけであります。そういう点は大蔵大臣どういうふうに解説されますか、承つておきたいと思ひます。

○水田國務大臣 御承知のように、十五年度の当初予算を編成するときとは日本の経済の事情がだいぶ変わっておりまして、あのときは経済の伸び率もわざかしか見ていかつたのが、実際においては当初の見込みよりも倍くらい日本の経済が伸びたといふような状態も出て参りましたし、アメリカのドル防衛の問題に関連する問題、自由化の問題、また年末になつて、政府が九・二%向こう三年間年率、そういう経済成長をもくろむといふような方向をとつて決定されました。そこで、そういう情勢に応じて産投の資金から出資を得たいという要望が今非常に強くあり、将来ももっとこれが大きくなるという事情が出て参りましたので、私もどもは、できたら第一次予算のときも

一定の額をこの資金に入れる必要性と
うものには迫られておりましたが、
あるときには確実に見込み得る範囲内
の補正をやつたつもりでございました
ので、これができませんでした。当時
からすでにこういう必要が出ておつた
わけでございますので、この際、今年
三十二年度、三十三年度、三十四年
度のこの自然増収を歳出に立てて、資
金をここで作つておく。昭和三十一年
度にそういう目的で作られた資金は、
いましたので、これを資金に繰り入れ
ておくということは、ここで緊急必要
なことだと私どもは認めて、こういいう
措置をとつたというわけでございま
す。

かならず財政の運用ができない。従つて、資金というものを作つて、そこに金を持つておるということが財政管理の上に必要だという必要性は十分ございますので、そのために一つの例外規定が会計法の中にてきておる。ただし、その資金は、そういう意味で一つのいわば例外的な規定ともいうべきものでありますから、必要である場合には、これは法律できめるということになつております。産投特別会計のこの資金も、そういう必要から法律によつてできたものでございまして、その資金に繰り入れることが必要だといつときには、この繰り入れをするということは別に違法でもございませんので、私は、そういう解釈で、特に財政法を今変えなければならないとは思つております。

まして、今後におきます年度の経過中
に起こります経済の情勢の変化、
あるいは今後におきまして投資需要が
ふえて参る、そういうことに対しまし
ての資金の補てんをいたす必要がある
ということが書いてあるのでございま
す。大臣が先ほど来お答えをいたして
おりますところと同じ趣旨で書いて
あるわけでございます。

○佐藤(觀)委員 これは財政法に違反
しているとわれわれは見ておるのです
が、先回のときにも実は非常に議論が
ありますまして、三十一年度であります
が、そのときにも社会党から強い反対
があつて、しかし、政府が多数であり
ますから、それで押しつけたのであり
ます。しかし、前例があるからといつ
て、こういう疑惑に包まれるような解
釈をしなければならぬようなことは、
せめて水田さんが大蔵大臣になられた
のなら変え、こういうことはこうだ
といふように、すつきりした形で出直
す必要があるのでないか。今度の財
政法違反の問題については、昨日の予
算委員会でも非常に緊張した空気が出
まして、法制長官もいろいろ苦しい答
弁をいたし、また池田総理も、実はそ
のとき自分はこういうことをやつたの
だといろいろな話をしておられますけ
れども、しかし、こういうようなこと
があるたびごとに、絶えず財政法に違
反をするかしないか、あるいはそのた
めにいろいろ疑惑をわれわれは持つわ
けですが、こういうところは一つずつ
きりして、間違つておれば財政法を変
えるなり、あるいは財政法にもとるよ
うなことをしないような方法で産投特
別会計をやられるような御意思がある

たいと思います。
○水田國務大臣 三十一年のときの論議を見ますと、当時法律論を離れた議論がだいぶございましたが、その中で、政府の言つていることは、民間から引き上げた歳入の相当大きい額をそのまま二年先に持ち越すことはどうか、その年に引き上げた歳入である以上は、なるべく早く弾力的に有効に使うことがいいのだという判断でやつた。というような答弁がございましたが、私は判断としてはそういうことがよろしいので、今回の場合も、こういう産投出資需要が実際に多くなつておらず、またこの需要に応することは必要だと、いう事態がある以上は、この自然増を長く政府が持つているということについては疑問がございまして、これはやはり早く活用するのがいいと思っております。そういう方向が貫けるために、この財政法を今後論議を起こさないでいろいろそういう施策がとれるよううにといふ思惟から、これは検討したらいではないかといふ議論なら、私もいいのではないかと思つています。
○佐藤(鶴)委員 まだほかに同僚の委員からもいろいろ質疑があるそうありますから、私は最後にお願いしておきますが、御承知のように財政法は憲法の付属の法規であつて、憲法の規定を補充する財政の総則法とでもいう重要な基本原則であります。従つてこういうような予算を組む場合において、問題になるような抵触の疑いを持つよな局としては、われわれとしてどうも納

得のいかない点があります。これは政府が數を持っているから今どんなこともやつていいといふようなことは問題の性質が違うのであります。やはり形式的にも本質的にも財政法に抵触しない、これなら自信がある、こういう方法で処理をしていただきたい。特に今度のよりな膨大な予算が出まして、國民からいろいろ議論の出るときには、財政法に抵触するよくなこういう措置がとられるということは、私たち非常に残念であります。その点について大蔵大臣はどのようにお考えになつておられるのか。自信を持って私たちとは絶対に抵触しないのだ、だれが何と言おうともこれが正しい措置であるというふうにお考えになつておやりになるのか。あるいは予算上の措置で、今度の場合は自然増収があつたのだから、こういう方面でこういう適用をしたらいいのではないかといふふうにお考えになつておやりになるのか。その点については、これから予算が通過するまでにも時間がありますから、われわれももつと研究してこれに向かいたいと思いますが、そういう点について大臣はどういうお考えになつておられますか。きのうも井手君からもこの問題については保留をしておつたのですが、どうありますか。こういう点についてのお考えを承りまして、私は同僚議員にかわります。

増が見込まれるわけではございませんが、しかし、こういう経済情勢のときにおいて、そういう投資需要というもののが非常に強い、今後ますます強くなるという情勢を前にしているときでありますので、自然增收がないというときは別問題でござりますが、若干の自然増が見込まれる際においては、政策的にもこういう措置がいいのではないか、実体論としてはそう考えておりまます。それが法律論になりますと、今言つたように前から論議される問題で、その点はいろいろ問題があろうと思いますが、今のところ、従来の解釈で、一応現行財政法には抵触してない措置だと考えてやつた次第であります。

○佐藤(觀)委員 もう一点石原さんにちよつとお尋ねいたしますが、三十一年度以外にこういう前例があるのかないのか、その点を一つ御説明願いたい。

○石原政府委員 これと全く同じ例は三十一年度のこの産業投資特別会計を設置したときの例があります。

なお、補正予算をもちまして資金、基金を設置いたしました例は相当たくさんございまして、昭和二十五年、七年、七年におのおの中小企業の信用保険の資金、輸出の信用保険特別会計の資金、中小漁業の融資補償保険の資金、こういったものをいずれも補正予算をもつて支出をいたしております。

なお、最近の例といたしましては、三十二年度に、御記憶になつておられる方が、食糧管理の特別会計に調査金を出しておられます。これも百五十億当時の三十二年補正をもつて作り

○足立委員長 次に石村英雄君。

○石村委員 大蔵大臣にお尋ねいたしました。

政府は、今度の三十六年度の経済の見通しとして、九・八%ですか、そういう成長を見込んでいらっしゃる。そういう成長が九%以上になるからならぬか、実際問題としてはいろいろ論議が分かれるでしょうが、いろいろな前提のもとにいろいろな数字が出て来る。従つて、こういう前提がくすれば、こういう成長はしないのではないかというふうに世論的には一応考えるのですが、せんだつての特別国会で、池田総理大臣の御答弁を伺うと、たとえばアメリカのドル防衛によつて日本の国際収支にじきい影響があるのではないかといふ問い合わせに対しても、そういう影響があることは認める、認めるが、しかし、むろん、だからこそ成長政策を後退はさせない、こう言つておられるのであります。従つて、大蔵大臣にお尋ねしますのは、池田内閣として、そのような欲的な成長政策とは、一体内容は何ですか。従つて、大蔵大臣にお尋ねしますのは、成長政策、それは何か、どういうことを考えていらっしゃるのか。いろいろ政方針演説なんかありますか、具体的に後退させないところの成長政策とは何であろうかということをいろいろ考えてみてもわからないのですが、一つ簡単に、大蔵大臣に、今考えておられる前提条件がくされようとも、成長政策をとつて、必ず九・八%という成長をさせる、あるいはそれ以上にさせたいと思います。

○水田國務大臣

これは、御承知のように、向こう十年間に日本の国民総生産を倍にしよう。そういう長期目標を立てて、施策をその線に統一していくことなどございます。そうしますと、日本経済の成長率を毎年どのくらいずつに見ておけばいいかというのですが、七・二%ずつの成長を期待すれば、大体十年間には倍になるということになります。私どもは、今までの日本経済の伸び方から見て、十年たたなぐても、政府の施策よろしきを得るなら、国民総生産の倍増を期することができます。できたら八年くらいでこれをやりたいというふうに考えております。そうしますと、その前半の三、四年間にどのくらいの成長を達成したらいいかということになりまして、その目標を昭和三十九年まで年平均九・二%くらいの成長率を確保するような施策をすれば、後年度はむろん経済が大きくなるものではございませんか。いふなり六%になると、いうふうになら、前半に一般の平均率によつた成長を期待するのではなくて、少し比重を大きくした成長を意欲したということになります。それが可能か不可能かといふうに見て、それは可能であるといふふうに考えて、政府の諸施策をその点

に集中しようという方針でやつてゐるわけでございます。ですから、何のためにやるかというようですが、うとうと、日本経済の成長率を上げるために、政府としては、日本国民の要するに、政府としては、日本国民の生活水準を上げるために、こういう長期計画を目標として立てているといふことでございます。

○石村委員

大蔵大臣は私の質問を全然誤解されておられます。私は何のために経済成長政策をとるかは何のために経済成長政策をとるかなどということを聞いておるのはない。あなたは、施策よろしきを得れば、こうおっしゃったのですが、よろしきを得る施策とは何かということを聞いておる。たとえば、池田さんは、「先ほどお話をありましたように、今年の国際収支は六億ドルの黒字があるだろう」といわれております。少なくとも、五億ドルの黒字はございましょう。従いまして、私は、I.C.A.の減ることは影響はござります。文章的には、おそれなくI.C.A.の減ることで国際収支に影響があるのじゃないか、こういう意味の言葉だと思います。次に、「ことに、また、お話しのように、輸出下ライブによりまして、アメリカが相当輸出に熱心になつてくるときに、競争相手がふえることも考へなければなりません。従いまして、私は、こういう点を考へまして、成長政策をもつと進めて、幾分ともこれを後退することは全然考へていないことを申し上げて」

こうおっしゃる。これは、私の、国際取引に及ぼすのじゃないか、従つて、そ

ういうことはあるいは日本の経済の成長にも影響があるのじゃないかといふことによっておられます。それで、私は、それが、むしろ言葉を強めていえば、だからこそ成長政策を後退させないのだ、こうおっしゃる。国際収支が赤字になる、あるいはドル防衛によつて国際収支に大きな影響が与えられても、むしろ反対に成長政策を強力に進めることにできるのだというが、池田さんの答弁だしきを得る施策とは何かということを聞いておる。たとえば、池田さんは、「先ほどお話をありましたように、今年の国際収支は六億ドルの黒字があるだろう」といわれております。少なくとも、五億ドルの黒字はございましょう。従いまして、私は、I.C.A.の減ることは影響はござります。文章的には、おそれなくI.C.A.の減ることで国際収支に影響があるのじゃないか、こういう意味の言葉だと思います。次に、「ことに、また、お話しのように、輸出下ライブによりまして、アメリカが相当輸出に熱心になつてくるときに、競争相手がふえることも考へなければなりません。従いまして、私は、こういう点を考へまして、成長政策をもつと進めて、幾分ともこれを後退することは全然考へていないことを申し上げて」

こうおっしゃる。これは、私の、国際取引に及ぼすのじゃないか、従つて、そ

ういうことはあるいは日本の経済の成長にも影響があるのじゃないかといふことによっておられます。それで、私は、それが、むしろ言葉を強めていえば、だからこそ成長政策を後退させないのだ、こうおっしゃる。国際収支が赤字になる、あるいはドル防衛によつて国際収支に大きな影響が与えられても、むしろ反対に成長政策を強力に進めることにできるのだというが、池田さんの答弁だしきを得る施策とは何かということを聞いておる。たとえば、池田さんは、「先ほどお話をありましたように、今年の国際収支は六億ドルの黒字があるだろう」といわれております。少なくとも、五億ドルの黒字はございましょう。従いまして、私は、I.C.A.の減ることは影響はござります。文章的には、おそれなくI.C.A.の減ることで国際収支に影響があるのじゃないか、こういう意味の言葉だと思います。次に、「ことに、また、お話しのように、輸出下ライブによりまして、アメリカが相当輸出に熱心になつてくるときに、競争相手がふえることも考へなければなりません。従いまして、私は、こういう点を考へまして、成長政策をもつと進めて、幾分ともこれを後退することは全然考へていないことを申し上げて」

こうおっしゃる。これは、私の、国際取引に及ぼすのじゃないか、従つて、そ

ういうことはあるいは日本の経済の成長にも影響があるのじゃないかといふことによっておられます。それで、私は、それが、むしろ言葉を強めていえば、だからこそ成長政策を後退させないのだ、こうおっしゃる。国際収支が赤字になる、あるいはドル防衛によつて国際収支に大きな影響が与えられても、むしろ反対に成長政策を強力に進めることにできるのだというが、池田さんの答弁だしきを得る施策とは何かということを聞いておる。たとえば、池田さんは、「先ほどお話をされましたように、今年の国際収支は六億ドルの黒字があるだろう」といわれております。少なくとも、五億ドルの黒字はございましょう。従いまして、私は、I.C.A.の減ることは影響はござります。文章的には、おそれなくI.C.A.の減ることで国際収支に影響があるのじゃないか、こういう意味の言葉だと思います。次に、「ことに、また、お話しのように、輸出下ライブによりまして、アメリカが相当輸出に熱心になつてくるときに、競争相手がふえることも考へなければなりません。従いまして、私は、こういう点を考へまして、成長政策をもつと進めて、幾分ともこれを後退することは全然考へていないことを申し上げて」

ういうことはあるいは日本の経済の成長にも影響があるのじゃないかといふことによっておられます。それで、私は、それが、むしろ言葉を強めていえば、だからこそ成長政策を後退させないのだ、こうおっしゃる。国際収支が赤字になる、あるいはドル防衛によつて国際収支に大きな影響が与えられても、むしろ反対に成長政策を強力に進めることにできるのだというが、池田さんの答弁だしきを得る施策とは何か

具対策とは何があるか。考えておられることは、同時に、金融政策があるということは、同時に、金融政策があるということは、同時に、金融政策があるということは、同時に、金融政策があるということは、同時に、金融政策があるということは、同時に、金融政策があるということは、同時に、金融政策があるということは、同時に、金融政策がある

こととあります。しかし、一応予想せられることは、ドル防衛によつて日本の国際収支に影響があるのじゃないか。この影響があるということは、同時に、金融政策があるということは、同時に、金融政策があるということは、同時に、金融政策がある

弁を買ってはお出にならなかつた。一つこの機会に答弁をしていただきたい。具体的な内容の一つとして私の方から申し上げるわけですが、こういう点はまずどのようにお考えになつておるか。

○水田国務大臣 それは政府の輸出見込みが狂った場合に起るというだけの、そのときの措置とは限つておりませんで、経済の成長政策をとる以上は、これに対処するための資金供給といたしまして、資金の供給方式を、従来の日銀の貸し出し調整一本のやり方ではなくて、買いオペというような新しい方式が加わつてもいいとか、そういうような問題はいろいろ今後の問題として考えておりますが、そういう方向で政府の見通しがうまくいかなかつたようなときには、もう適時適切な処置をする以外にはないと考えております。しかし、今のところは、私ども、今年度の輸入輸出の見込みを立てるときには、大体今考へている九・二%の成長度の輸入よりも一割一分、一一名ふえぬ程度の輸入を確保すれば足りるといふ見込みになつておりますし、それに応じて輸出は一割程度もし伸びるんなら、国際収支はおおむね均衡がとれるという計算でやつておりますし、今のところはまだこの見込みにそろそろ大きい狂いがあるだろとは思つていなないところでございます。

しかしこれは政府の施策として考えられておるいろんなことなんです。ただ自然の成り行きに経済をまかしておくといふなら、それは先のときはそういうようになるだろうと思うが、ならなかつたときはそのままだといえどそれ

かりですが、少なくとも政府の実質九%の成長という意欲的な政策があるとすれば、いろいろな条件のときには、それに対して、こういう条件の変化に対してはこう対処するという方針がきまつていなければ、それはできない。そのときには九・二%が八%になるのがざいます、六%に下がるのでござります」というなら、それはそれでけつこうです。そんなことはさせない、成長政策は後退させない。こういう池田さんのお考えなんです。しかも、池田さんは、ドル防衛によっての国際收支に関係しないで、ずっと日本銀行の貸し出しによってやってきたこれまでの通貨供給方式というものが、ここまでくれば、相当壁にぶつかってきたといわなければならぬと思う。だから、その意味において、いい悪いは別として、何らかの方針が考えられるべきなれば、ただ財政法違反ではないとああいう答弁をなされたのですから、私は、あのとき、おそらく買いオペという、無条件の買いオペを落としたのかと思つたのですが、会議録を読んでみると落としてない。今まで買いオペをする、日銀がやるときには、大体いつでも売り戻し条件付で――向こうからいえば買い戻し条件

といいますか、売り戻し条件、そういう条件で買いたいペをやつた。ところが、それではやつていけないのでないかという段階に、そういう方針のいい悪いは別として、日本の現在の金融情勢はある程度到達しているのではないか

いか。そうすると、政府として何らかの方針を打ち出さなければならぬ。まして、こういう実質九・二%の成長という意欲的な成長政策をとるという以上は、金融がこれに追いつかなければやつていけませんよ。どうしたって金融の円滑化ということは、それを考へなければ成長は不可能です。トップせざるを得ないと思う。そうすると、何らかの金融政策というものが、今までとは変わったものが打ち出されるのではないか。また、日銀が買いオペをするにしても、国债だけではなくて、あるいは政府保証債だけではなくて、一般的な金融債を買うとか、あるいは事業債を買つておく、そういうこともあります。そのときはそのとき何とか考ふるじや答弁にならないと思うのです。何らお考えはないのですか。

ることだと思います。しかし、これは、國の、あなたの方の大変な成長政策の基本になることだと思います。それを、日本銀行が適当にやるだらうというふうなことは逃げ口上にすぎない。また、現に政府代表、大蔵省代表の委員会

が政策委員の中におるじやありませんか。議決権はそういう人にはないかも知れない。しかし、政府の政策を、日銀の政策委員会で、このような政策をとるべきだ、政府の経済成長政策に合へるべきだ、わせてこういう金融政策をとるべきだ、という発言が当然私はあると思う。ただ黙つて聞いておくなら、何も委員として出す必要はない。政府の方針を打ち出して、議決権は法律的にはないかも知れません。しかし、政府として日銀の政策委員会をそのように引っぱっていくということは、政治的に当然のことだと思う。また、現に、今度の金利引き下げでも、だれが考へても、あれは日銀が自発的にやつたとは思つていい。政府が強引に無理押しにあれば引き下がれたのだ、こう世間的には目られてはいる。おそらくそれに間違いがないと思う。それを、今ここで、そんなことは日銀の方できめることで、水田大蔵大臣も知りませんなんて言うのは、そんなことはむちやな答弁だと思ふ。もうもつと率直に――何も私ここであなたとけんかして議論をしているわけではない。政府としてはどういう方針で金融政策をおとりになるか。そういうつもりでございますが、政府の政策をとるべきだ、成長政策をとるなら、これに目

合った資金供給が円滑に行くよりに期待しております。金利の問題も、政府は何を期待するかという心思は、事あるごとに表示しておるような工合でござりますので、もちろん、成長政策をとる以上は、円滑な資金の供給方式がござります。

いうわけでござります。
○石村委員 その円滑な方式とはどん
なことをあなたは考えていらっしゃるの
か、こうすることを聞いておるので
す。日銀が考えるだらうといふなら、
日銀の人をここへ呼んできて聞くより
仕方がない。大蔵大臣として、池田内
閣としてどう考えていらっしゃるかと
いうことを聞いておるわけです。日銀
がこう考えているだらうということの
答弁を要求しているわけではない。あ
なたのお考えを具体的に御答弁願いた
い。
○水田国務大臣 大体期待する、とい
ふことは、私の考え方だと思つていただけ
は間違いないと思います。
○石村委員 期待の内容がわからぬか
ら聞いたので、期待はしていらっしゃ
るに違ひない。そんなことは聞かぬで
もわかっている。どのような方式を期

なつたことだ、このよなな説明なんですが、それに間違いありませんか。

○水田国務大臣 間違いありません。

○石村委員 そうすると、これはだれも言つてのことなのですが、今日の日本

本の金融情勢の実態自身は、このようない引き下げる状態にはない。しかし、政策として、金利が日本の産業に与える影響ということを考え、政策的に政治的に、強引に実態に反して無理に引き下げをやつたのだ。こういうことだと思うのです。これはいい悪いは別問題ですよ。あるいはそういう強引なやり方もいかもしれません。しかし、ほつといひのでは下がらないから下がつたのだ、こういうことだと思うのです。その点についてもおそらく御異論ないと思うのですが、その通りなんですか。

○水田国務大臣 強引ということはよくわかりませんが、私どもはそういう措置が民間で自主的にとられることを希望はしておりますが、ようやくこの希望が今度実現したということになります。

○石村委員 強引にいやということを無理に下げたのではないかといふようないい議論は、あるいはやはな論議かもしれないが、金利が下がる状態にはないということ。その実態の把握が問題だと思う。実際、これはちょっとやれば下がる本来の状態にあるのだといふのと、いやそうではないが、しかし金利が高いのはよろしくないから下げるのだと、いうことは、だいぶ違うと思う。その点について、強引であつたかなかないよな御答弁があるわけですか、自発的であつたかないか、そ

んなことは言いませんが、今の日本の金融情勢といふものは、金利を引き下げるという状態にあつたのかないのか、その点を一つ……。

○水田国務大臣 日本のように経済成長の早い国では、資金需要がなくなります。政策として、金利が日本の産業に与える影響ということを考え、政策的に政治的に、強引に実態に反して無理に引き下げをやつたのだ。こういうことだと思うのです。これはいい悪いは別問題ですよ。あるいはそういう強引なやり方もいかもしれません。しかし、ほつといひのでは下がらないから下がつたのだ、こういうことだと思うのです。その点についてもおそらく御異論ないと思うのですが、その通りなんですか。

○水田国務大臣 強引ということはよくわかりませんが、私どもはそういう措置をとることを希望はしておりますが、ようやくこの希望が今度実現したということになります。

○石村委員 強引にいやということを無理に下げたのではないかといふようないい議論は、あるいはやはな論議かもしれないが、金利が下がる状態にはないということ。その実態の把握が問題だと思つておきますが、少なくとも今の日本の金融情勢の実態といふものには、金利が下がる状態にはないということ。その実態の把握が問題だと思つておきますが、少なくとも今の日本の金融情勢の実態といふものには、金利が下がる状態にはない

と思います。やはり政府なり何なりが金利を下げなければならぬという政策によつて、これはやられていてある金利が緩和するという時期は、これは長い間では、資金需要が急激に拡大して大へん

長い間では、資金需要がなくなります。政策として、金利が日本の産業に与える影響といふことを考えて、政策的に政治的に、強引に実態に反して無理に引き下げをやつたのだ。こういうことだと思うのです。これはいい悪いは別問題ですよ。あるいはそういう強引なやり方もいかもしれません。しかし、ほつといひのでは下がらないから下がつたのだ、こういうことだと思うのです。その点についてもおそらく御異論ないと思うのですが、その通りなんですか。

○水田国務大臣 強引ということはよくわかりませんが、私どもはそういう措置をとることを希望はしておりますが、ようやくこの希望が今度実現したということになります。

○石村委員 強引にいやということを無理に下げたのではないかといふようないい議論は、あるいはやはな論議かもしれないが、金利が下がる状態にはないということ。その実態の把握が問題だと思つておきますが、少なくとも今の日本の金融情勢の実態といふものには、金利が下がる状態にはない

と思います。やがて政府なり何なりが金利を下げをやつたら、金利が下がつたために資金需要が急激に拡大して大へん

長い間では、資金需要がなくなります。政策として、金利が日本の産業に与える影響といふことを考えて、政策的に政治的に、強引に実態に反して無理に引き下げをやつたのだ。こういうことだと思うのです。これはいい悪いは別問題ですよ。あるいはそういう強引なやり方もいかもしれません。しかし、ほつといひのでは下がらないから下がつたのだ、こういうことだけは間違いないと思います。そうすると、はたして政府や日銀あるいは銀行が下げたり、経済情勢に応じてこれを動かすことは一向差しつかえない。必要があれば金利を短期的に上げるといつに視しておりますので、金利を上げたり下げたり、経済情勢に応じてこれを動かすことは、まさに金利を短期的に上げるといつに視しておりますので、金利を上げたり下げたり、経済情勢に応じてこれを動かすことは、一向差しつかえない。必要があれば金利を短期的に上げるといつに

思います。やがて政府なり何なりが金利を下げをやつたら、金利が下がつたために資金需要が急激に拡大して大へん長い間では、資金需要がなくなります。政策として、金利が日本の産業に与える影響といふことを考えて、政策的に政治的に、強引に実態に反して無理に引き下げをやつたのだ。こういうことだと思うのです。これはいい悪いは別問題ですよ。あるいはそういう強引なやり方もいかもしれません。しかし、ほつといひのでは下がらないから下がつたのだ、こういうことだけは間違いないと思います。そうすると、はたして政府や日銀あるいは銀行が下げたり、経済情勢に応じてこれを動かすことは、まさに金利を短期的に上げるといつに

思います。やがて政府なり何なりが金利を下げをやつたら、金利が下がつたために資金需要が急激に拡大して大へん長い間では、資金需要がなくなります。政策として、金利が日本の産業に与える影響といふことを考えて、政策的に政治的に、強引に実態に反して無理に引き下げをやつたのだ。こういうことだと思うのです。これはいい悪いは別問題ですよ。あるいはそういう強引なやり方もいかもしれません。しかし、ほつといひのでは下がらないから下がつたのだ、こういうことだけは間違いないと思います。そうすると、はたして政府や日銀あるいは銀行が下げたり、経済情勢に応じてこれを動かすことは、まさに金利を短期的に上げるといつに

思います。やがて政府なり何なりが金利を下げをやつたら、金利が下がつたために資金需要が急激に拡大して大へん長い間では、資金需要がなくなります。政策として、金利が日本の産業に与える影響といふことを考えて、政策的に政治的に、強引に実態に反して無理に引き下げをやつたのだ。こういうことだと思うのです。これはいい悪いは別問題ですよ。あるいはそういう強引なやり方もいかもしれません。しかし、ほつといひのでは下がらないから下がつたのだ、こういうことだけは間違いないと思います。そうすると、はたして政府や日銀あるいは銀行が下げたり、経済情勢に応じてこれを動かすことは、まさに金利を短期的に上げるといつに

当然ではないか、現在でさえもなお両建制度があるのであるから。こんなものはとつこの昔になくなつた。そうしてガラス張りで、全部一切がつさない銀行は、もうまるで孔子のような聖人が銀行家でやつてゐるといふのなら、それはあなたの御説をけつこうなことです。私も引き下がるかもしれませんがあまり質問しないでしゃべるようでおかしいのですが、あなたがそうして答弁されるから、しよううことなしに、こつちが言わなければならぬことになりますが、政府の中小企業金融公庫とか、あんなところの代理貸しをやつておりますが、政府が今度一厘下げるにかかりわらず、政府はその方から出ておりながら、両建の要求をしておる。これは事実なんですよ。そういう事実があるにもかかわらず、政府が今度一厘下げる、金利は安い方がいいという大勢に順応して銀行がやるだらうといふことをおっしゃつたのでは、これは答弁にはなりません。やはりあなたの方は――私は、下げるのがいいか悪いのか、相当問題だと思います。あまり贅成ではありません。

答弁にも反する金融政策だといわなければならぬ。むしろ中小企業の金利政策はうんと下がるというような方策を講じていい、低金利政策なら、それはいいと思う。今までの答弁では何らそれはないじゃありませんか。これは大蔵大臣一つ御答弁願いたいと思う。

○石野政府委員 ちよつと、先ほどの答弁は、私の説明がまことに時間が長すぎたというお話をありました。内容を簡単に申しますと、銀行と申しますが、金融機関の監督、そういうものは歩留み、両建等が起こらないようになります。私どもとして指導を強くやりますといふことを申し上げたと同時に、やはり資金の需給関係の実態というのも考えなければならない。先ほど来のお話のようなオペレーションの問題、これは日本銀行がいつやるかは別にすること、これは日本銀行がいつやるかは別にすることになつておるわけですが、これがどうなっていますが、そういうことも加味して金融の実態の方からも金利の実勢が上がるようなるべく、いろいろのきめの調整ということが必要だ、財政と金融との調整といふこと必要だ、そういうお話を申し上げたわけでござります。おわかりいただけたかどうか……。

○石村委員 いや、あなたの言われることはわかつたが、賛成しないだけなんですね。

○水田国務大臣 ですから、そういうふうに実体的な問題の解決もすると同時に、今申しましたようなこの取り組みは、大蔵大臣の御答弁をいただきたいのですが……。

のでござりますので、そういうことはする、こういうことも申してございます。また、市中銀行にならって、信用金庫にしろ、何にしろ、地方金融機関がこれにならった措置をずっととつていくという機運でござりますので、かなりに歩積みとかそういうものが、今までも、この金利の引き下げの効果といふものは、一応中小企業にも全部及んで今後浸透していくだらうと私は思っています。金利が下がつたために、歩積みの要求とかいうものがもつと強くなるということになりましたら、大へんござりますので、もちろん十分の指導はいたします。また、今金融機関は相当競争の激しいときでござりますので、そういうことをやつた金融機関は自然に自由競争で負けしていくことになることにもなるでしょうし、この点は、今後金利を引き下げた意味が減殺されるようないつのないように、十分骨を折るつもりでいます。

あつて、幾らか減つてきたが今度金利の引き下げということをやつたって、それに応じて必ず下がるということにはならないのじゃないか。むしろ反対に大企業の方に資金がどんどん行って、中小企業の方にはなかなか回らなければいけないこと、あるいは預金金利の引き下げで銀行の預金はどうなるかという問題もある。そうなると、中小企業が銀行や何かから借りるということはむしろ困難になつていきはしないか。そこにしわ寄せがくるのではないか。金融が緩慢になつての一厘の引き下げなら、そういうことを予想することも一応はないと思う。しかし、金融は緩慢ではない。金融はやはり締まつておる。今後国際収支がだんだん黒字になつて、短期資金、だらうと何であろうと、日本に外国からどんどん金がきて、それが日銀に特別会計を通じて出ていくといふことになればれるむかもしれない。されませんが、アメリカのああいう状態から見て、そういうことはあまり期待できない。そろすると、やはり金融は今のままあまりゆるむとは考えられない。このままいくのではないか。もちろんオペレーションといふことでどんどん政府、日銀が通貨を供給していくと、安易な何らかの方策をとれば、これはまた別です。だから私はさつきオペレーションの問題を聞いた。ところが、それに対して、さらにはつきりした水田さんの大蔵大臣としてのお考えはお示しにならない。買いオペにしても、無条件か無条件でないかということは、やはりいろいろ大きな問題をはらんでおると思う。市中銀行が一応公社債を引き受け出して、そしてそれを今度日本銀行にどんどん

売るといらうことなら、無条件でどんどん売り、日本銀行が買い取るのだということになれば、これは、一応理屈の筋としては、事実上は日本銀行が引き受けた公債を発行しておるということがあります。そこと同じことにならぬとも言えない相当な問題をはらむ方策なんだ。やり方、程度、条件、いろいろ問題があるから、そういうことをお尋ねするわけなんですね。そんなことは日銀だとかなんとかいつて、それはうまくやるだろうというよりなことで、肝心の御答弁は全然ない。これはあまりしゃないですか。大蔵大臣として、こうしたことはやはり慎重に考えて率直に答弁せられ、また世間の批判も受けられて、お変えになるなり、進めるなら進めるなり、いろいろな方針があると思う。私がいかぬと言つたからと言って、別にきまつたことじやないわけです。私が、それはいかぬことだ、こう言ってみたところで、いいことならいいわけです。世間一般の批判もあるし、考え方もある。少なくとも政府の方針といふものを、国会を通じて、こういう重大問題は明らかにすべきだと私は思う。日銀の政策委員だといふことで逃げるようなことはいかぬ。どうですか。大蔵大臣としてのあまり積極的な御答弁が期待できないなら、もう私はやめます。これほど申し上げてもお聞きにならぬことなら、言ってみたってしようがありません。石野さんや大蔵さんなんかと論議するのなら、無理に大蔵大臣が御出席にならぬでもいい。きよは大蔵大臣に来ていただきたいのだから、大蔵大臣として政治的な高い視野に立つの御答弁、お考えが率直に出されるものだと私は期待してお尋

とを受けて、日本銀行が具体的に出すのだろうと思ふ。その政府の考え方を聞いておるわけです。

○水田國務大臣 政府の方針、政府は

どう思ふかということでしたら、私はやはりあいいう買いオペ方式を併用するのがいいと考えております。ただしつこれをやるかどうかといふうなこと、またそれをどうやるかといふことは、さつき申しましたように日銀が決定をすることと思いますが、私どもはどういう考えを持つておるかといいますと、成長政策を遂行する上において、通貨の円滑な供給の一つの方式として、こういうものが採用されることは望ましいと考えております。

○石村委員 政府のお考えをさらに聞

きます。それなら、政府の考えとしては、買いオペは無条件の買いオペでありますか、それとも今まで通りの売り戻し条件付の買いオペが望ましいと考えていらっしゃるのか、またその対象はどうまで広げたいという希望を持つていらっしゃるか、その点をお尋ねいたします。

○水田國務大臣 どう考えるかといふことですが、それは無条件でもいいと思つております。何を対象にするかといふような内容の問題は、これは当然日本銀行自体が研究することを想います。

○石村委員 内容がなければ、これは買いオペすると言つたって何にもならぬ。こういふものの買いオペでなければ……。内容は日本銀行が考えるだらうじや、あまりにどうも内容なしに考えていらっしゃる、こうしたことにならぬ。しかし、そういうやり方は、さつき私が言つたように、下手をするとき

本銀行引き受けで公社債が発行される

のと同じ結果にあるはなるのじやないか。売り戻し条件といふものは弱いといふれば、日本銀行としては、こういう金融情勢なら、これはもうお前は買わなければならぬと言つて売ることができる。無条件なら、そ

んなことはできません。財政法では国債の日本銀行引き受け発行は禁止して、こういう抜けた形でやられたのじや、財政法の規定なんか無意味になる。だからそこにやはり問題があるのじやないか。この点についてどうお考えになりますか。

○石野政府委員 非常に恐縮ですが、

条件付であるか、売り戻し条件付であるか、無条件であるかといふよろなことになると、これは売り戻し条件付にしておいて、実際去年の八月にやつたような意味で、いつにならぬことですから私からお答えします。

○水田國務大臣 買い戻し条件付であるか、売り戻し条件付であるか、無条件であるかといふよろなことになると、これは売り戻し条件付にしておいて、実際去年の八月にやつたような意味で、いつにならぬことですから私からお答えします。

○石野政府委員 非常に恐縮ですが、

技術的なことですから私からお答えします。

○水田國務大臣 どう考えるかといふ

ことですが、それは無条件でもいいと思つております。何を対象にするかといふような内容の問題は、これは当然日本銀行自体が研究することを想います。

○石村委員 内容がなければ、これは

銀行が独自の判断でくるといふ建前をできるだけ尊重しておる意味であります。実体的に同じことになるとまず初から引受けとは違ひわけあります。対象につきましては、政府保証債

は八月にやりました。従つて、政府保

証債といふものが一応対象になるの

は、やる場合には問題ないと思いますが、それ以上のことをどうするかといふことになると、これはやはり日本銀行行政委員会のきめる問題として、そちらの考えを尊重するという筋合いであります。御了承いただきたく思います。

○石村委員 そうすると、財政法があ

る。こういふふうにはもちろんならない

わけでございます。市中の金融機関か

ら証券を買い上げて通貨の調整をや

めから引き受けたのと同じことに結果

においてはなる危険性があるといふ問

題が起つてくるんじやないか。それ

は程度問題だ、そんなわざかのことを

目にかどを立てて言うことなどないじや

ないかといふ見方もあります。しか

し、下手をすると、それが悪用され

る危険性のある、ルーズなやり方になら

ぬとも言えない。財政法でなんのこと

かをきめたのが無意味になる危険性もあ

ります。どういふふうには思ひません。

○石野政府委員 オペレーションとい

うのは、結局市中の金融機関が消化を

いたしておられます有価証券を日本銀行

用によつてきまることだと思うのであります。直接日本銀行が引き受けたわけですね。下手をすれば、ただ形式的に市中銀行を中へ通しただけでやらぬと

なんということで、どんどん今の財政も限らないのです。以前はやつたわけ

です。直接日本銀行が引き受けたわけ

なんです。今度もつと通貨を乗にする

危険性もないとは言えないわけです。

日本銀行はやらぬだらう、政府もそ

うことだけなんです。昔からそんなこ

とをやつた例もあるわけですから、安

心るできないわけですが、一つ大蔵大

臣ももつと率直に答えていただきこと

を期待するわけなんです。

○石野政府委員 オペレーションとい

う融資まで及ぶか及ばぬか、及ばすこと

を政府が望ましいと考えておるかどう

かといふことは、やはりこの際明らか

にしているべきじゃないかと思うの

です。その点においては、日本のオーバー・ローンといふことをいろいろ言

われておりますが、やはり数字的に調べてみると、相当財政の揚超が影響しておるわけなんです。見よによつて、これに對して、預託金制度といふ

は、オーバー・ローンなんといふもの

は、あんな財政の揚超があれば当然だ

といふ見方も出でくると思う。従つて、

か何というか知りませんが、財政資金

を引き揚げた、それに対する、金融に

当然市中銀行として考えるべきことでござりますから、そういうふうになら

けるようなりますと、御心配のよくなうことになつてくるといけないと重していこうというのが今後の考え方でございますから、そういう意味でござりますから、そういう意味において、こういふものの範囲等につきまして、政府保証債については八月にやつたので、一応その対象に将来やるときはなるだらうということは、私の想像として申し上げましたけれども、その辺は、やはり日本銀行行政委員会が決定すべきものだとう筋を通じさせていただきたいと思います。

○石村委員 押しつけるのは、金融債でなくとも、何であろうと押しつけた

んじやいかぬと思う。だから、政府と

しては、金融債まで範囲を広めて差

しつかえないといふ判断を持つておるわ

けなんですが、どうも答弁はあまりし

たくないようですから、もうこれで

しかえないので、政府の判断を聞いておるわ

けなんですが、どうも答弁はあまりし

きらめましょ。

そこで、私は、むしろ財政資金の揚

超による一時的な金融に及ぼす影響、

このことに対する処置といふものを

もつと考えるべきじゃないかと思うの

です。その点においては、日本のオーバー・ローンといふことをいろいろ言

われておりますが、やはり数字的に調

べてみると、相当財政の揚超が影響し

ておるわけなんです。見よによつて、

か何というか知りませんが、財政資金

に対する影響等については、もっと技術的に検討する余地がありはしないか、一般金融に及ぼす一時的な影響について検討する余地があるんじやないかと。う気が——これはしろうとの私ですから、具体的にそんなことがあるのかないのか、どういう方針がいいのか悪いのか、それは知りません。しかし、数字だけ見ると、問題はそこにあるのではないか、むしろ無条件の買いオペ、下手をして財政法のしり抜けのようなことをやる危険性のあることをやるよりも、むしろそのほうを先に私は考るべきではないか、こう実はしようと考へて見ているわけです。この点については、石野さん、どうお考へですか。

○石野政府委員 確かに財政と金融との調整につきましてはいろいろ問題がありますことは、御指摘の通りでござります。

従いまして、これの改善策と申しますか、解決策につきましても、いろいろの考え方なり案もあるわけでござりますが、これまた一長一短といふようなことになりまして、当面考えています。

うな考へ方が一応適当なんじゃないか。

もつといい案が研究の結果できますれば、なおまたさらに採用されていいか

もしれませんが、さしあたりの問題としては、そういう意味で、昨年の八月

国庫の揚げが非常に大きいという見込みのもとに、例の買いオペレーションを行なったわけですが、これもかなりそういう意味での効果はあつたかと存じます。そういう点で、とにかく金融が常に非常に引き締まつていな

いのか、どういう方針がいいのか悪いのか、それは知りません。しかし、数字だけ見ると、問題はそこにあるのではないか、むしろ無条件の買いオペ、下手をして財政法のしり抜けのようなことをやる危険性のあることをやるよりも、むしろそのほうを先に私は考るべきではないか、こう実はしようと考へて見ているわけです。この点については、石野さん、どうお考へですか。

○大蔵大臣に希望を申し上げておきます。

先ほど、私は、この金利引き下げと

いうことによって、むしろ中小企業に

はしわが寄るのではないか、中小企業

の方は金利も下がらぬ、金も借りられ

ない、反対に実質金利は上がる、そ

うことになるのではないかという危

惧を表明したわけですが、大蔵大臣の

御答弁では、そういう危惧は一向払拭

されていないのをすこぶる残念に思

う。どうか、この次の機会に、そ

うことは絶対にないのだ、中小企業も

金利は下がる、資金難にあえぐと

いうことがはつきりわかるような御

説明をお願いして、きよらは質問をや

めることにいたします。

○足立委員長 次会は明八日午前十時

より開会することとし、本日は、これ

にて散会いたします。

午後四時四十九分散会

ます。中小企業に関する政府関係の金融機関の利子は、御承知の通り率先して下げましたし、今後中小企業金融機関、民間の機関もこれにならって金利引き下げをいたしますので、今度の金利引き下げは中小企業にまではつきり及ぼすというつもりであります。